

令和6年度食産業の戦略的海外展開支援委託事業 (米国の農業政策・制度の動向分析委託事業) 調査報告書

令和7年3月

株式会社富士通総研

目次

はじめに	3
1. 米国農業の概要	7
2. 農業法等の各制度の概要	15
3. ケーススタディ：生産者が利用可能な主なプログラム例	23
4. 生産者への直接支払い等に関するWTOにおける扱い	41
5. 現行農業法の実施状況・課題等	47
6. 次期農業法の検討状況等	57
7. 農業法以外の関係プログラムの実施状況	73
8. 米国のバイオテクノロジーの動向	81
9. 米国の農作物貿易の方向性	103

はじめに 調査の目的

- 米国の農業政策・制度の動向について調査・分析を行い、その結果を、我が国の農業政策の立案等に活用する。米国は、我が国にとって農産物輸入額の約1/4（輸入元国世界第1位）を占める等、極めて密接な関係にあり、ワシントンD.C.における米国の農業政策の動向には我が国関係者から強い関心が示されている。
- 米国の農業政策は概ね5年ごとに改定される農業法に基づいて実施されているが、現行の2018年農業法（Agriculture Improvement Act of 2018）は、2023年9月末の期限が2024年9月末に暫定的に延長されているところ、現在、次期農業法に関する議論が進められており、その動向について注視していくことが肝要である。
- 特に、バイデン政権は、環境政策を重視しており、農業法の保全プログラムをはじめとした農業環境政策の動向については、今後もより広範かつ詳細な情報の収集・分析が必要不可欠となっている。また、11月には米国大統領選が予定・実施され、米国政府の情報のみならず、バイデン・トランプ両候補の農業・環境・通商政策に対する主張の調査や、両候補の政策比較を行うとともに、トランプ新大統領の方針や政策運営等を把握する必要がある。

はじめに 調査の実施体制・内容

- 本調査は農林水産省輸出・国際局国際経済課の監理のもと、株式会社富士通総研が受託実施した。「令和6年度米国の農業政策・制度の動向分析検討会」を設置し、調査方針及び調査結果に対する助言を得て、本報告を取りまとめた。検討会の構成は以下の通りである。

図表：検討会構成

検討会	座長	平澤 明彦	株式会社農林中金総合研究所 理事研究員
	委員	岩田 伸人	青山学院大学 名誉教授
		荘林 幹太郎	共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所 研究部 特任教授
		立川 雅司	名古屋大学環境学研究科 教授
オブザーバー	農林水産省輸出・国際局国際経済課、農林水産政策研究所		

- 本調査では文献調査・ヒアリングを行い、米国農業の概要、2018年農業法の実施状況・課題、次期農業法の展望、米国の貿易政策の方向性や課題などを調査した。また、今回の調査では米国の生産者支援プログラムがどのように機能するのかを整理するために複数のケーススタディを作成した。このほか、米国のバイオテクノロジーに関する技術動向等についても調査を行い、個別企業の取り組み等について整理した。
- ヒアリングでは、①連邦議会上院・下院の関係者（共和党系）、②農務省（各関係部局）、③作物団体（一般団体・品目別団体）、④有識者（シンクタンク研究者）の合計16者を対象とし、調査対象のトピックについて包括的な視点を得られるよう情報収集・整理分析を行った。

はじめに エグゼクティブサマリ

- 次期農業法は2025年3月時点では成立しておらず、2018年農業法の1年間の延長が2024年12月に可決された状態となっている。一方、次期農業法の法案は上院・下院の農業委員会では既に審議が進んでいる。上院・下院案ともにインフレによる生産コスト上昇を作物プログラムにいかんにか反映するかが焦点となっている。また、インフレ抑制法（IRA）により増加した保全プログラムの予算を次期農業法に組み込むか否かがもう一つの焦点である。どちらも予算確保が鍵となり、栄養プログラムの予算削減など農業法内での予算調整を要する状況となっている。生産者団体からは2025年中の次期農業法の可決を目指すとの声が聞かれている。
- 2024年の大統領選挙・議会選挙の結果、2025年に第二次トランプ政権が誕生した。連邦議会も上院・下院ともに共和党が多数派となっている。第二次トランプ政権は政権成立後に連邦職員の大規模な解雇を実施しており、農務省においても解雇が発生しているとの情報がヒアリングで確認された。バイデン前政権時に企画・実施された気候変動関係のプログラムも資金凍結が確認されている。
- 第二次トランプ政権の貿易政策はAmerica First Trade Policyを掲げ、不公正・不均衡な貿易への対応を行うとし、2025年3月時点で既にカナダ・メキシコ・中国との間で追加関税を伴う貿易紛争が発生している。ヒアリングでは、バイデン前政権時には新たな市場アクセスがほとんど得られなかったため、第二次トランプ政権では積極的な市場アクセスを求める声が聞かれた。一方で第二次トランプ政権が貿易紛争を引き起こし、輸出市場に影響を与える可能性についての懸念の音が確認された。多国間貿易体制に関しては、第二次トランプ政権がWTO体制に与える影響について懸念の評価が聞かれた。第二次トランプ政権の貿易交渉のスタイルとしては、第一次と同様に二国間貿易を重視するのではないかとの評価も確認されている。今後、第二次トランプ政権の貿易政策や国内政策の動向に注視する必要がある。

1. 米国農業の概要

1. 米国農業の概要

■ 主な用語の定義

● 政府直接支払い (Direct Government farm program payments)

- 連邦政府が生産者に対して、仲介者を介さずに直接行う支払いを指す。大部分の直接支払いは、農務省が農業法に基づき実施・管理しているが、連邦議会が承認した追加支払いプログラムも含まれる場合がある。

(Direct Government farm program payments are those made by the Federal Government to farmers and ranchers with no intermediaries. Most direct payments to farmers and ranchers are administered by the USDA using the Farm Bill but can also come from supplemental programs authorized by the U.S. Congress)

※米国の政府直接支払いにはMAL・ARC・PLC・DMCなどの作物プログラム、保全プログラム、そのほかパンデミックや貿易紛争時の臨時支払い等が含まれる

● 農業販売収入 (Cash Receipt)

- 1年間（カレンダー年）に生産者が作物や家畜、家畜製品を販売して得た総収入のことを指す。農務省は、全国農業統計局（NASS）のデータをもとに州ごとのキャッシュレシートを算出している。

(Cash receipts for agricultural commodities are defined as the gross income from sales of crops, livestock, and livestock products during a calendar year. The USDA, Economic Research Service (ERS) uses USDA, National Agricultural Statistics Service (NASS) estimates to develop state level cash receipts. The county level cash receipts in this publication are based on the ERS state level cash receipts and various NASS county data.)

● 農業収入 (Gross cash farm income : GCFI)

- 農場の年間総収入を指し費用を差し引く前の金額。GCFIには、作物や家畜、家畜製品の販売による農産物販売収入（Cash receipts）、農場に関連する副収入である農業関連収入（Farm-related income）、および連邦政府からの補助金や災害支援などの政府支払い（Government farm program payments）が含まれる。

(Gross cash farm income (GCFI) is annual income before expenses and includes cash receipts, farm-related income, and Government farm program payments.)

1. 米国農業の概要

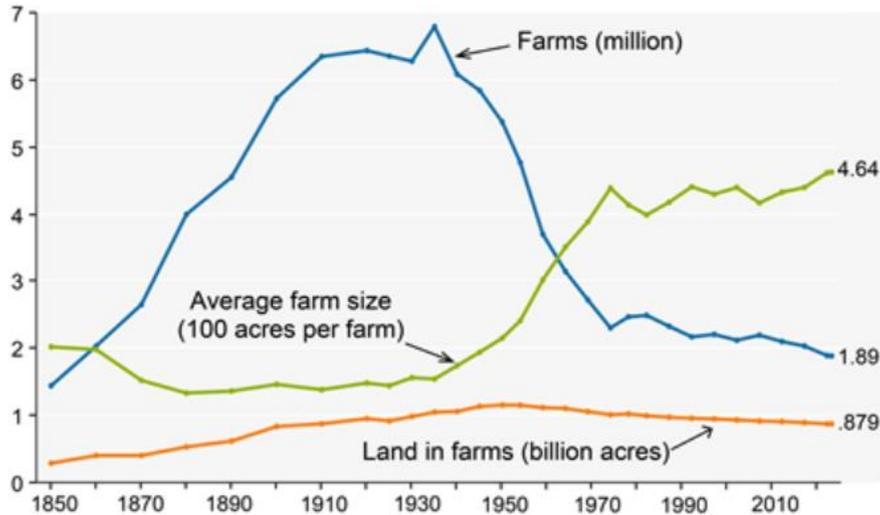
■ 生産者の構造

- 1935年に680万件でピークを迎えた米国の農場数は、農業の生産性向上と非農業部門の雇用機会増加に伴い急激に減少した。1970年代初頭まで減少が続き、その後は減少ペースが緩やかになった。**2023年の農場数は189万件**であり、2017年の204万件から7%減少している。また、農地面積も2023年には8億7900万エーカーとなり、2017年の9億エーカーから縮小している。**平均農場規模は464エーカーと、1970年代初頭の440エーカーから微増しており、大規模農場が全体の生産を支える構造が強化されている。**

図表：生産者あたりの農場エーカー面積（1850~2023年）

Farms, land in farms, and average acres per farm, 1850–2023

Million farms, billion acres, or 100 acres per farm

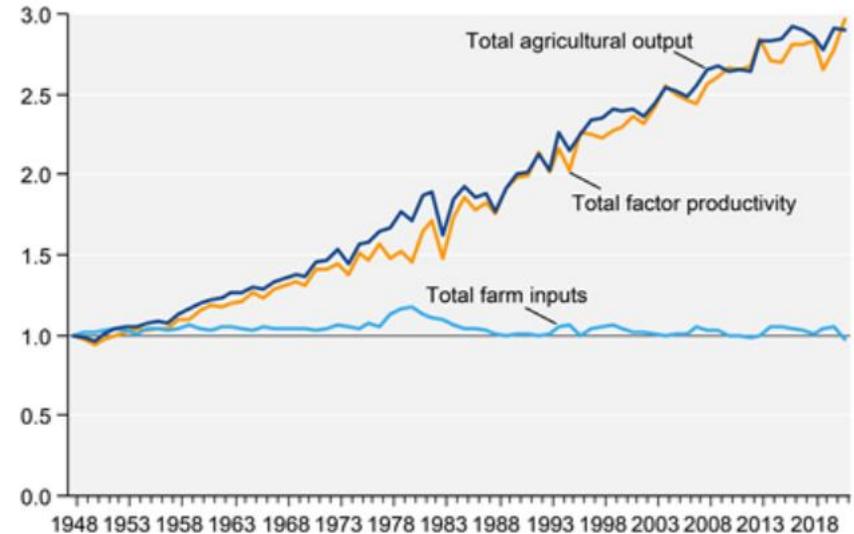


Source: USDA, Economic Research Service using data from USDA, National Agricultural Statistics Service, Census of Agriculture (through 2022) and Farms and Land in Farms: 2023 Summary (February 2024).

図表：農業部門の生産性（1948~2018年）

U.S. agricultural output, inputs, and total factor productivity

Index, 1948=1



Source: USDA, Economic Research Service, Agricultural Productivity in the U.S. data series. Data as of January 2024.

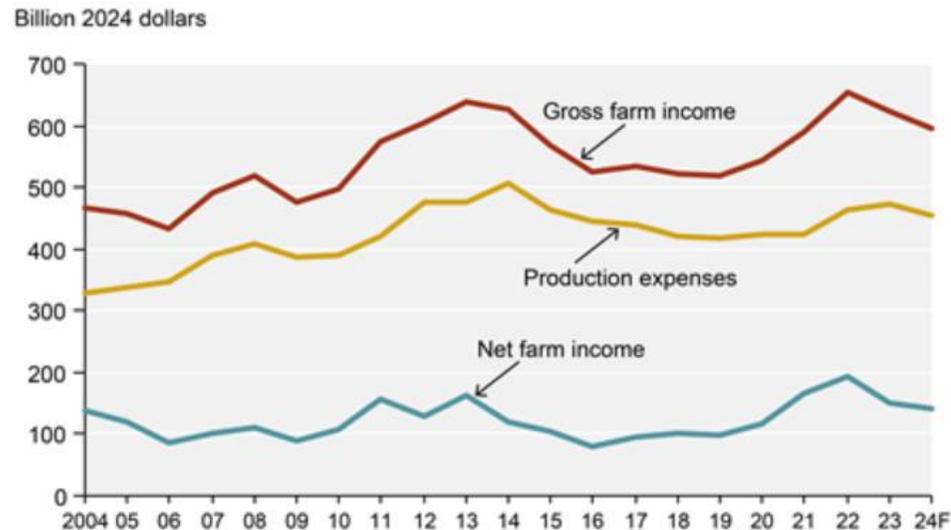
1. 米国農業の概要

■ 生産者の収入（全体）

- **2024年の米国農業収入（GCFI : Gross cash farm income）は5,787億ドルと予測され、2023年から3.7%の減少が見込まれている。** GCFIは作物や動物製品の販売収入、農場関連収入、政府の農業プログラム支払いから構成される。
- 24年の減収は、トウモロコシや大豆といった**主要作物の価格下落が要因**となっている。**生産費についてはインフレ調整後に4.1%の減少が予測**されており、農場運営コストの一部軽減が見込まれている。

図表：生産者の収入推移（2004～2024年）

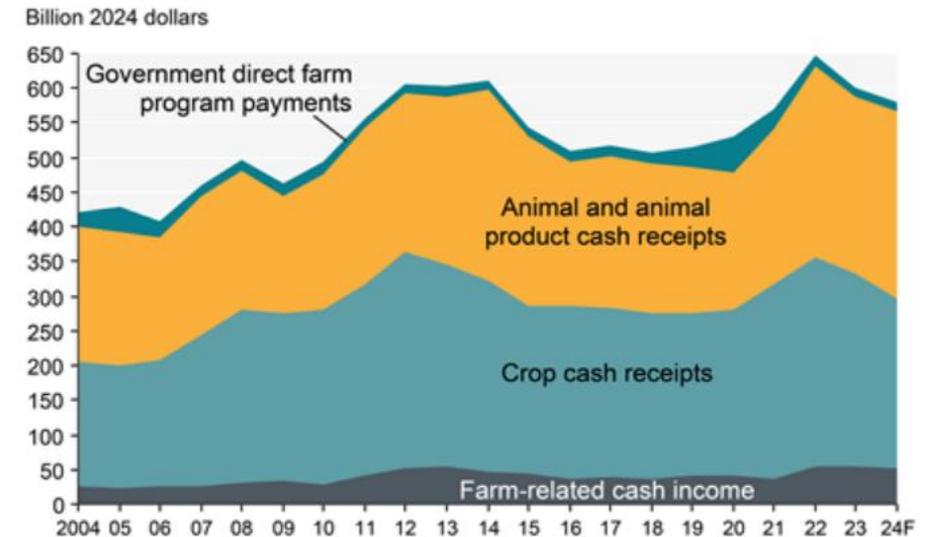
U.S. gross farm income, production expenses, and net farm income, 2004–24F



Note: F = forecast. Values are adjusted for inflation using the U.S. Department of Commerce, Bureau of Economic Analysis, Gross Domestic Product Price Index (BEA API series code: A191RG) rebased to 2024 by USDA, Economic Research Service. Source: USDA, Economic Research Service, Farm Income and Wealth Statistics. Data as of December 3, 2024.

図表：主要品目別の総収入構成（2004～2024年）

U.S. gross cash farm income components, 2004–24F



Note: F = forecast. Values are adjusted for inflation using the U.S. Department of Commerce, Bureau of Economic Analysis, Gross Domestic Product Price Index (BEA API series code: A191RG) rebased to 2024 by USDA, Economic Research Service. Source: USDA, Economic Research Service, Farm Income and Wealth Statistics. Data as of December 3, 2024.

補足：農務省の統計における政府直接支払い額は農業法に基づき実施される各種プログラムが中心であり、OECDの生産者支持推定量（PSE）とは算出方法が異なるためそれぞれの値は一致しない点に留意が必要である

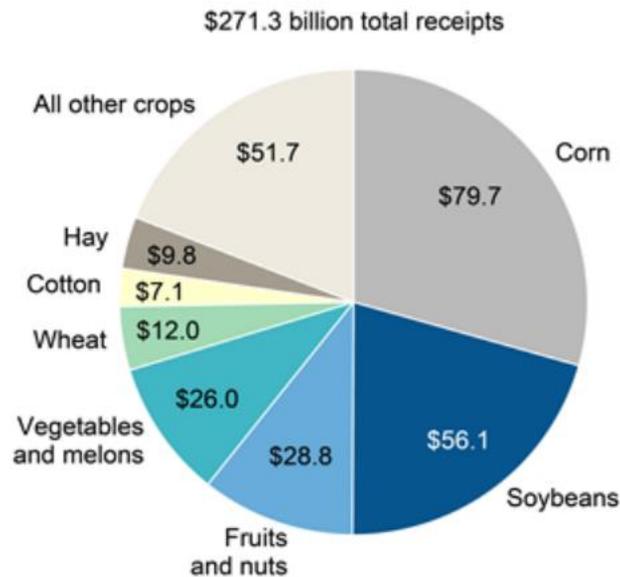
1. 米国農業の概要

■ 生産者の収入（品目別）

- **2023年の作物収入は2,713億ドルであり、そのうちトウモロコシと大豆が合計で1,358億ドルを占め、作物収入全体の50.1%**を占めている。一方、動物製品の現金収入は2,496億ドルであり、その中で牛や子牛の収入が最大の1,011億ドル（40.5%）を占める。他には、家禽と卵が671億ドル（26.9%）、乳製品が459億ドル（18.4%）を占めている。これらの傾向から、米国の農業では**特定の作物と家畜に収入が集中**していることが分かる。

図表：作物別生産者収入（10億ドル）

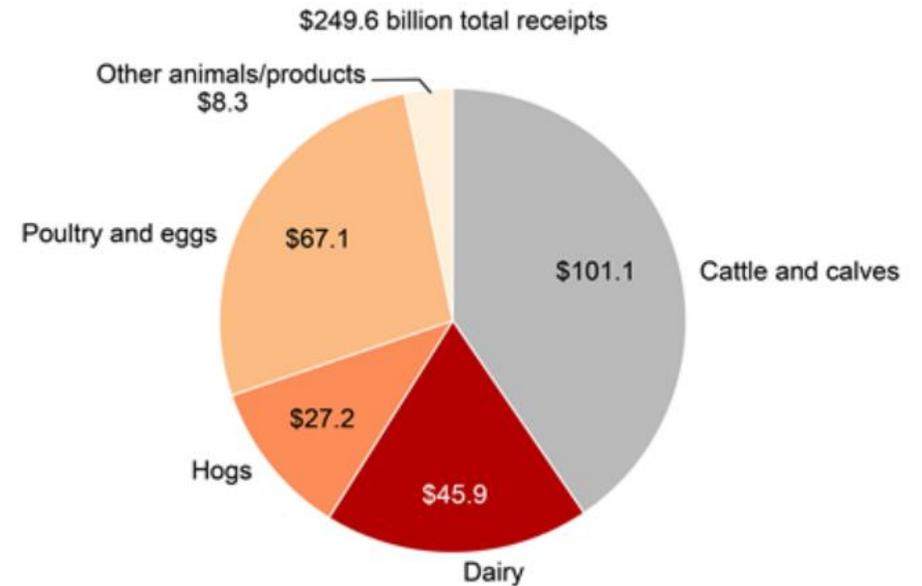
2023 U.S. crop cash receipts



Note: Components may not sum to total because of rounding. Data as of December 3, 2024.
Source: USDA, Economic Research Service, Farm Income and Wealth Statistics.

図表：畜産・酪農生産者収入（10億ドル）

2023 U.S. animal and animal product cash receipts



Note: Components may not sum to total because of rounding. Data as of December 3, 2024.
Source: USDA, Economic Research Service, Farm Income and Wealth Statistics.

1. 米国農業の概要

■ 生産者の収入（規模別）

- 米国の**農場の大半は小規模であるが、生産価値の多くは大規模農場に集中**している。家族経営農場が2023年の全農場の96%を占めており、そのうち小規模家族農場（GCFIが35万ドル未満）が86%を占めている。
- 一方、**GCFIが100万ドル以上の大規模家族農場は全農場の約4%を占めるが、生産価値の約48%**を担っている。
- 2023年の生産者世帯の中央値収入は97,984ドルであり、全米世帯の中央値収入80,610ドルを上回っている。農場規模が大きくなるほど、農業からの収入も増加する傾向にある。**小規模農場世帯は総収入の大部分を農外収入に依存しているが、大規模農場世帯は414,436ドルの中央値収入のほとんどを農業活動から得ている。**

図表：生産者種類別の生産価値（2023年）

U.S. farms and their value of production by farm type, 2023

Percent of U.S. farms or production



GCFI = annual gross cash farm income before expenses.

Note: Nonfamily farms are those where the majority of the operation is not owned by an operator and their relatives. Components may not sum to 100 percent because of rounding.

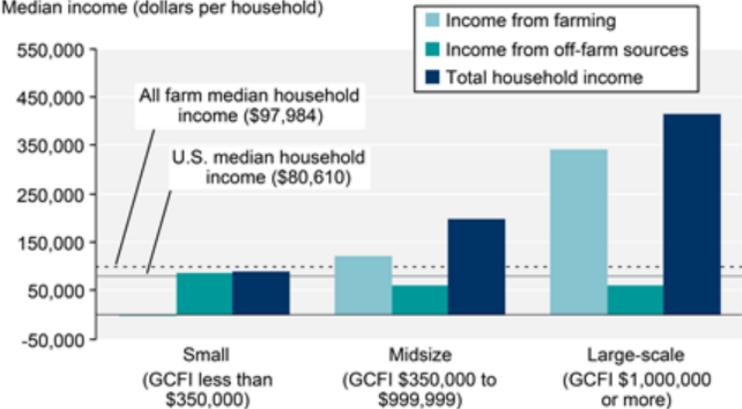
Source: USDA, Economic Research Service and USDA, National Agricultural Statistics Service, Agricultural Resource Management Survey. Data as of December 3, 2024.

- Share of Farms：生産者の割合
- Share of Production：生産割合

図表：生産者規模と収入中央値（2023年）

Median income of U.S. farm households, by income source and farm type, 2023

Median income (dollars per household)



Note: Farm type is based on annual gross cash farm income (GCFI), which includes sales of crops and livestock, Federal Government payments, and other farm-related income, including fees received by operators from production contracts.
Sources: USDA, Economic Research Service and USDA, National Agricultural Statistics Service, Agricultural Resource Management Survey and U.S. Department of Commerce, Bureau of the Census, Current Population Reports (p60-282). Data as of December 3, 2024.

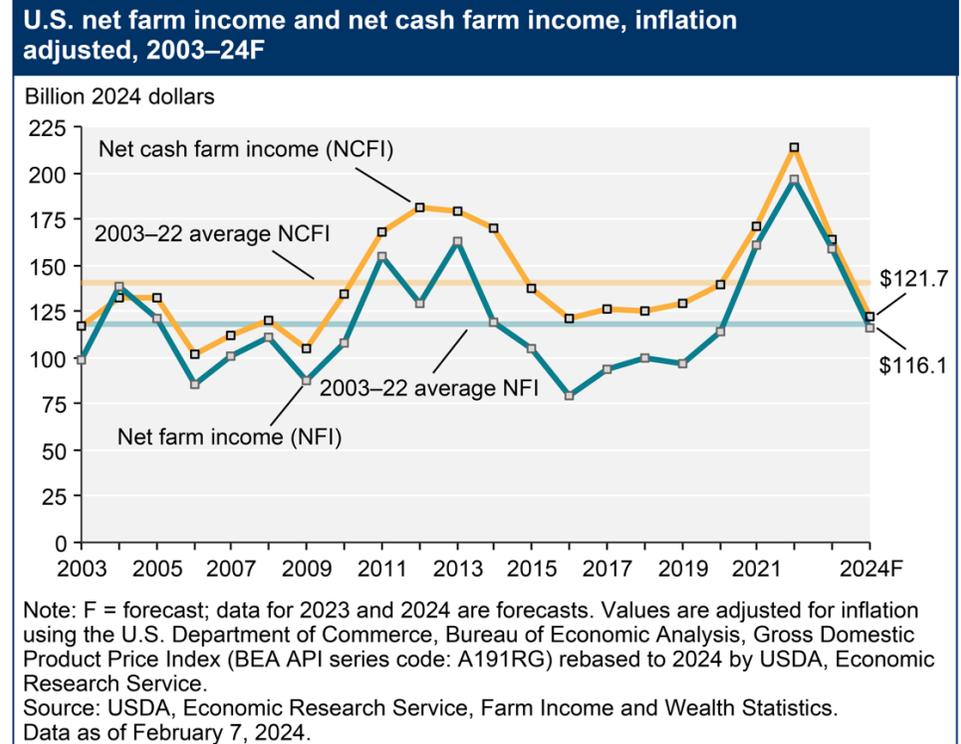
- Income from Farming：農業所得
- Income from Off-Farm Sources：非農業所得
- Total Household Income：世帯所得

1. 米国農業の概要

■ (参考) 米国有識者の補足情報：生産者収入

- 2024年には純所得 (Net Farm Income) と純現金所得 (Net Cash Income) がともに減少すると予測されている。経済調査局 (ERS) の2024年2月の見積もりによると、純現金所得はインフレ調整後で20年間の平均を下回り、純所得は20年間の平均とほぼ同等になる見込みである。
- これらの所得指標は、2022年にロシアのウクライナ侵攻とコモディティ価格の高騰により名目上の過去最高を記録しており、2024年の所得レベルの低下は予想されていた。特に、商品価格が2020年の水準を下回った穀物 (小麦、トウモロコシ、大豆) 生産者は影響を強く受けている。
- 一方で、インドの輸出制限による世界的な価格の高止まりから、米生産者は比較的良好な状況にある。家畜生産者も、飼料コストの低下により良好な状況にある。肥料やエネルギーコストも減少しているが、穀物価格ほどの割合ではない。

図表：生産者の純所得推移 (2003~2024)



- Net Cash Farm Income (NCFI)：純現金所得
 - Net Farm Income (NFI)：純所得
- ※上記図表の出典は左下URL参照

1. 米国農業の概要

■ (参考) 米国有識者の補足情報：生産者の定義

● 生産者の定義

- 農務省の全国農業統計局（NASS）によれば、農業収益が1,000ドル以上を生み出す（または生み出す可能性がある）農場は生産者として扱われる。
- この「生み出す可能性がある」という基準が重要であり、実際には収益を生み出していなくても馬や数頭の家畜を持つだけの事業体が生産者として数えられる。そのため、実際の生産者数が過大に見積もられているという批判がある。NASSの定義に基づけば、全体の85～90%の農業生産は、全農場の約15%によって行われている（※）

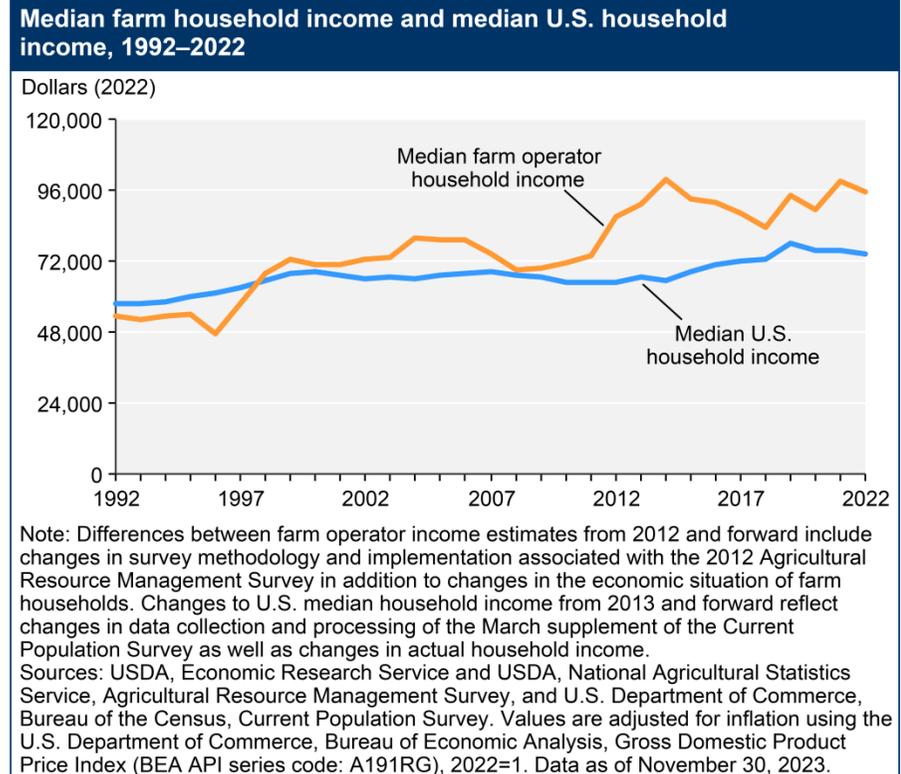
● 残り85%の農場の重要性

- 農業生産の85%を占めない残りの農場も、土地資源管理の観点からは重要である。これらの農場の多くは長期的な土地保全プログラムに参加し、土地を保全利用または長期遊休地に設定していることがある。また、これらの農場経営者の多くは退職者であり、収入の大部分が農業以外の雇用によるものである。

● 生産者世帯収入の傾向

- 生産者世帯の中央値収入（農業収入と非農業収入の両方を含む）は、1990年代後半以降、全世帯の中央値収入を上回っている。

図表：生産者の収入と米国市民の収入中央値（1992～2022）



- Median Farm Operator Household Income：農業生産者世帯所得中央値
- Median U.S. Household Income：全米世帯所得中央値

（※）補足：農務省の2017年農業センサスによると、最小規模生産者（1～9エーカー）の戸数は27万3300戸で、その合計農地面積が全農地面積に占める割合は0.1%であるのに対し、最大規模生産者（2000エーカー以上）が占める割合は8万5127戸、同58%となっている。

※上記図表の出典は左下URL参照

2. 農業法等の各制度の概要

2. 農業法等の各制度の概要

■ 主なプログラムの概要等

- 農業法等における主なプログラムの分類・名称・概要・支援対象・参照項目等を次に整理した。対象は農作物プログラム、作物保険プログラム、保全プログラム、中小生産者支援プログラム、栄養プログラム、気候スマートな農産品パートナーシップの6分野とした。なお、米国の保全コンプライアンス（クロスコンプライアンス）は、浸食されやすい土地と湿地の保全を条件とし、特定の直接支払い・保険・災害支援プログラムに適用される。

図表：プログラムの分類・概要等

分類	名称【位置付け】	概要		対象	詳細
農産物プログラム	ARC (Agriculture Risk Coverage : 農業リスク補償) 【農業法 I A】	収量減少や各変動により郡平均収入、もしくは個別農場の収入が一定水準を下回った場合、その差額の一部を補償する。	ARCとPLCは同時選択できない。生産者は年毎、品目毎に選択することができる。ARCは収入保険と補完関係	ピーナッツ、米、小麦、トウモロコシ、大豆、実綿等の23品目	令和5年度報告書p15-29参照
	PLC (Price Loss Coverage : 価格損失補償) 【農業法 I A】	農作物価格が一定水準を下回った場合、その差額の一部を補償する。			
	MAL (Marketing Assistance Loan : 販売支援融資) 【農業法 I B】	作物を担保とし、政府から短期融資を受ける。		小麦、トウモロコシ、大豆等の21品目	令和5年度報告書p30-37参照
	DMC (Dairy Margin Coverage : 酪農利幅補償) 【農業法 I D】	生乳価格と飼料費の差額（全国一律）が、酪農家各自で選択した補償水準を下回った場合、その一部を補償する。		生乳価格と飼料価格の差	令和5年度報告書p38-45参照
作物保険プログラム【農業法】	YP (Yield Protection : 収量保険)	自然災害等による農作物の収量減少を補償する。		大麦、トウモロコシ、綿花、亜麻仁、落花生、米、ソルガム、大豆等の133品目の農産物	令和5年度報告書p71-77参照
	RP (Revenue Protection : 収入保険)	収量減少や価格変動による収入減少を補償する。価格変動に対しては作付け時の先物価格を利用する。			
	GRI (Group Risk Insurance: 郡や指標ベースの保険)	郡及び指標ベースの収量や収入の基準に対する損失を補償する。			

2. 農業法等の各制度の概要

分類	名称【位置付け】	概要	対象	詳細
保全プログラム	CRP (Conservation Reserve Program : 保全休耕プログラム) 【農業法ⅡB】	土壌浸食等のリスクのある農地を10～15年間休耕させる。見返りとして、生産者に年間賃貸料を支給する。	土壌浸食の防止、水質の改善、野生動物の生息地の損失の軽減	令和5年度報告書p46-52参照
	EQIP (Environmental Quality Incentives Program : 環境改善奨励プログラム) 【農業法ⅡC】	生産者がその土地の自然支援の問題に対処できるよう、資金的・技術的な援助を提供する。環境省自然資源保全局 (NRCS) は生産者と直接やりとりをして、資源問題を解決するための保全計画を策定する。	水質と大気の質の改善、地下水と地表水の保全、土壌の健全性の向上、土壌浸食の減少等6種類	
	CSP (Conservation Stewardship Program : 保全管理プログラム) 【農業法ⅡC】	農業生産者の耕作地に保全慣行を導入・強化するための資金的・技術的な援助を提供する。NRCSは生産者と直接やりとりをして、保全計画を策定する。	水質と大気の質の改善、土壌の健全性の向上、野生生物背の生息地の改善又は創出	
	ACEP (Agricultural Conservation Easement Program : 農業保全地役プログラム) 【農業法ⅡF】	農地を保護するための保全地役権を購入するための資金援助を提供することにより、悪影響を与えない非農業利用を防ぐ。NRCSは農地地役権の公正市場価格の最大50%を支払う。	農業的各地の農業生活と関連する保全価値の保護	
	RCPP (Regional Conservation Partnership Program : 地域保全パートナーシッププログラム) 【農業法ⅡG】	プロジェクトに資金援助と技術援助を提供する。支援している活動には、「土地管理・土地改良・復元に関する慣行」「土地の貸し出し」「企業が保有する地役」等がある。	自然保護団体や地方自治体などのパートナーによる地域の保全活動プロジェクトの取組	

2. 農業法等の各制度の概要

対象	分類	名称【位置付け】	概要	詳細
中小生産者	資金援助	FSA Loans(Farm Service Agency Loan Program : 融資プログラム (担保付きローン、直接ローン、マイクロローン))【農業法V、農業信用法】	農業サービス庁が銀行に保証を提供する担保付融資、低金利の直接融資、少額融資がある。	令和5年度報告書p63-70参照
		USDA RD (Rural Development Program : 農村開発プログラム)【農業法VID、農村再投資法第602条、農村開発法第3条】	農村地域の経済発展を促進するため、施設建設や運営費用に対し補助金や融資を提供する。	令和4年度報告書p59-61参照
	技術支援・教育	NRCS Conservation Program (Natural Resources Conservation Service Conservation Program : 自然資源保全局保全プログラム)【農業法ⅡC】	持続可能な農業手法の導入を支援し、土壌や水質の保全に関する技術支援を行う。灌漑システムの改善や土壌保全対策が含まれる。	令和5年度報告書p46-52参照
		SARE (Sustainable Agriculture Research and Education : 農業研究・教育プログラム)【1990年農業法XVI第1601条】	生産者や研究者に対して、持続可能な農業技術の開発や実践に関する助成金を提供する。	
リスク管理・保	険	FCIP (Federal Crop Insurance Program : 作物保険プログラム)【農業法XI、農業保険法第508条】	収量減少や価格変動に対する保険を提供し、農業経営リスクを軽減する。	令和5年度報告書p71-77参照
		ARC (Agricultural Risk Coverage : 農業リスク補償)【農業法ⅠA1107】	収量減少や価格変動による収入減少の一部を補償する。	令和5年度報告書p15-29参照

2. 農業法等の各制度の概要

対象	分類	名称【位置付け】	概要	詳細
中小生産者	マーケティング・販売支援	NOP (National Organic Program : 有機農産物プログラム) 【農業法X10104、有機食品生産法】	有機農産物の生産流通に関する認証を行い、認証を適正に使用するための基準を提供する。	
		OCCSP (Organic Certification Cost Share Program : 有機農産物認証費用分担プログラム) 【農業法X10105】	生産者や加工業者が有機認証を取得する際にかかる費用の一部を補助する。	令和4年度報告書p70-73
		LAMP (Local Agriculture Market Program : 地元産農産物市場プログラム) 【農業法X10102】	地元食品の生産・流通・消費を促進するための資金や技術的支援を提供する。	令和4年度報告書p73-74参照
		FMPP (Farmers Market Promotion Program : 農産物直売所振興プログラム)	LAMPの一部で、ファーマーズマーケットの運営や宣伝を支援し、直販機会を広げる。	
		LFPP (Local Food Promotion Program : 地元食品促進プログラム)	LAMPの一部で、地元食品システムの強化、流通の改善を支援する。	
		VAPG (Value-Added Producer Grant : 付加価値生産者補助金プログラム) 【農業法X10102】	生産物に付加価値を与え、加工品やブランド化製品を販売するための資金を援助する。	令和5年度報告書p105参照
		SCBGP (Specialty Crop Block Grant Program : 園芸作物 (specialty crop) ※ブロック助成金プログラム) 【農業法X10107】	園芸作物 (specialty crop) の生産者向けに資金援助を行い、流通と消費を拡大するための活動を支援する。	
		FGP (Federal Grading Programs : 連邦格付けプログラム) 【1946年農業マーケティング法】	農産物の品質評価を行い、基準に沿った高品質な製品の市場流通を支援する。	

※Specialty cropsを「園芸作物 (specialty crop)」と表記する。

「園芸作物 (specialty crop)」には、果物、野菜、木の実、ドライフルーツ、園芸作物、苗木 (花卉栽培を含む) が含まれる。

出典 <https://www.ams.usda.gov/services/grants/scbgbp/specialty-crop>

2. 農業法等の各制度の概要

対象	分類	名称【位置付け】	概要	詳細
中小生産者	販売支援 マーケティング	AMS EAP (Agricultural Marketing Service Export Assistance Program : 農業販売サービス輸出支援プログラム) 【1946年農業マーケティング法、農業法ⅢB】	海外に商品を輸出しやすくするための制度や技術支援を提供する。	
		MNP (Market News Program : 市場情報プログラム) 【1946年農業マーケティング法】	最新の価格情報、生産量、需給バランス等、農業や食品市場に関する情報を提供する。	
	新規就農者支援	BFRLP (Beginning Farmer and Rancher Loan Program : 新規農業者・牧場経営者ローンプログラム) 【農業法VA】	農業経営を始めるための資金の低金利融資や技術支援を提供する。	
		BFRDP (Beginning Farmer and Rancher Development Program : 新規農業者・牧場経営者開発プログラム) 【農業法XIIIC】	新規の農業者に対して研修、指導、技術支援活動を行う団体に助成金を提供する。	令和5年度報告書p105参照
栄養プログラム	食料支援	SNAP (Supplemental Nutrition Assistance Program) : 補充的栄養支援プログラム 【農業法IV】	低所得世帯に食料支援を提供する。SNAPは米国最大の栄養支援プログラムであり、2023会計年度において農務省の栄養支援予算の68%を占めた。2023会計年度の平均月間受給者数は4,210万人で、年間の連邦政府支出は1,128億ドルに達した。 ※栄養プログラムで農業法予算全体のうち7割程度を占めている。	令和5年度報告書p59参照

2. 農業法等の各制度の概要

名称	分類	名称	概要	詳細
農産品パートナーシッププログラム PCSC (Partnership for Climate-Smart Commodities Program : 気候スマートな)	気候配慮型農業取組の導入支援	炭素吸収技術	農地や森林における炭素隔離を促進する技術の導入を支援する。	令和5年度報告書p91-98参照
		水資源と土壌管理	効率的な灌漑や土壌保全を行い、持続可能な形での資源利用を支援する。	
		持続可能な肥料管理	温室効果ガスを削減するため、肥料の適正使用や代替肥料の導入を奨励	
	気候配慮型商品の認証と市場開拓の支援	気候スマートな農産品認証	気候変動への配慮が証明された農産物を「気候スマートな農産品」として認証し、消費者に訴求する。	
		新しい市場の創出	持続可能な商品に対する消費者の需要を喚起し、企業やバイヤーと連携して新たな市場を構築する。	
	データ収集とモニタリング	気候配慮型農業取組の導入により、どれだけ温室効果ガスの排出が削減され、炭素吸収が進んでいるかを検証することで、成果を科学的に評価し、政策や技術の改善に役立てる。		

【位置付け】 Commodity Credit Corporation Charter Act (15U.S.C.714et seq)
競争的補助金

【予算規模】 30.3億ドル 採択課題135件

出典：https://publicdashboards.dl.usda.gov/t/FPAC_PUB/views/PartnershipsForClimate-SmartCommodities/Overview?%3Aembed=y&%3AisGuestRedirectFromVizportal=y&%3Atoolbar=top

3. ケーススタディ：生産者が利用可能な主なプログラム例

3. ケーススタディ：生産者が利用可能な主なプログラム例

■ 生産者支援プログラムの個別ケース例

- 生産者が利用可能な主な所得支持プログラム・保全プログラムについて生産者のケースの想定例を作成する。ケーススタディでは、生産者のプロフィールや生産品目などのモデル例を想定する。整理フォーマットは次のとおり。

※補足：本ケーススタディは生産者を支援するプログラムがどのように機能しているかをわかりやすく説明するためのモデルを想定したため、実際の生産者の所得や支払い例を必ずしも正確に反映したものではない。ケーススタディでは農務省定義において中規模（年間売上25～100万ドル）の生産者を念頭に検討した。

図表：ケーススタディフォーマット

営農者名		営農地域図	
営農者年齢	生産者の想定モデルを記載		
営農地域			
営農規模			
品目			
販売先			
2022年* 営農収支 (* 最新統計年)		売上額	各種統計資料等よりモデル推計
	生産者受領額		
	原価		
	純利益		

3. ケーススタディ：生産者が利用可能な主なプログラム例

1. 中規模トウモロコシ生産者 (1) プロファイル

営農者名	John F. Adams	営農地域図	
営農者年齢	47歳		
営農地域	アイオワ州ストーリー郡 (米国中部)		
営農規模	1,000エーカー (約405ha)		
品目	トウモロコシ		
販売先	ADM East エタノール工場 (アイオワ州ストーリー郡)		
2019年9月～ 2020年8月の販売年度*営農収支 (*最新統計年)	売上額		
	生産者受領額	151,355ドル	
		23,855ドル	価格損失補償 (PLC) 支払
		34,000ドル	収入補償保険 (RP) 保険金
		93,500ドル	補完的補償選択 (SCO) の支払
	原価	544,111ドル	投入財、労働費、設備費、税金、貸付金利
純利益	271,449ドル		

3. ケーススタディ：生産者が利用可能な主なプログラム例

1. 中規模トウモロコシ生産者 (2) 該当する補助金・所得支援 ①

● 価格損失補償 (PLC)

- 市場価格が補償レベルを下回った場合に支払いを行う。
- 市場価格が補償された水準を下回った場合、作付け面積に対してブッシェル当たりの支払いを受ける。
- 【支払例】 1,000エーカー（営農規模）×85%（補償対象定数）×187.1ブッシェル/エーカー（平均収量）×（3.7ドル（実効参照価格）-3.55ドル（市場平均価格）） = **23,855ドル**
- 参考 <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF12418>

● 収入補償保険 (Revenue Protection Crop Insurance (RP))

- 干ばつ、過剰な湿気、雹、風、霜、病害などの自然由来による収量損失と、収穫価格が予測価格から変化したことによる収益損失に対して支払いを受けるための保険。保証する平均収量の量を50~75%（一部の地域では85%）の範囲で選択する。保険による補償額は予想価格と収穫価格のいずれか高い方に基づき、保険の補償額を実価格が下回る場合に、その差額に基づき補償金の支払いを受ける。
- 【支払例】 1,000エーカー（営農規模）×170ブッシェル/エーカー（生産実績平均収量）×（5ドル/ブッシェル（予想価格）×75%（補償レベル）-3.55ドル/ブッシェル（市場平均価格）） = **34,000ドル**
- 参考 <https://www.rma.usda.gov/revenue-protection>

● 農業リスク補償(ARC)

- 実際の作物収入が補償レベルを下回った場合に支払いを行う。
- 生産者は、郡レベル（ARC-CO）または個人レベル（ARC-IC）の保険を選択できる。作物収入が基準収入の86%を下回った場合に支払いを開始し、支払の対象は農場面積の65%に制限される。
- 参考 <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF12418>

3. ケーススタディ：生産者が利用可能な主なプログラム例

1. 中規模トウモロコシ生産者 (2) 該当する補助金・所得支援 ②

● 補完的補償選択 (Supplemental Coverage Option (SCO))

- 郡レベルで収入または収量に損失が発生した時に補償する保険オプションであり、基礎保険契約の免責部分をカバーする。PLCを選択した生産者のみが加入できる。
- 【支払例】 $1,000 \text{ エーカー} \times 93.5 \text{ ドル/エーカー}$ (SCO支払限度額 (SCO補償算定額は204.8ドル/エーカーで限度額を超えるため)) = **93,500ドル**
- 参考 <https://www.extension.iastate.edu/agdm/crops/html/a1-44.html>

● 販売支援融資 (MAL)

- 収穫時に最大9ヶ月間の中間融資を提供し、市場価格が低いときに農産物を売却することなく、生産者がキャッシュフローのニーズを満たすのを支援する。
- 生産者は自分の収穫した作物を担保にして融資を受けることができ、市況がより好条件になったときに利子をつけて返済することもできるし、作物の融資返済のための郡公示価格が融資金利より低い場合には、無利子で融資を返済することもできる。また、収穫した作物を商品信用公社に物納することもできる。
- 【2019年融資例】トウモロコシの貸付額 (借入額) $2.2 \text{ ドル/ブッシェル} \times 187.1 \text{ ブッシェル/エーカー} \times 1,000 \text{ エーカー} = 411,620 \text{ ドル}$ 。借入金の利息は2019年9月時点で2.875%。9月30日に融資を組み、2020年4月に3.55ドル/ブッシェルでトウモロコシを売却した場合、利子と手数料を加え全額返済が可能。
利子額 $411,620 \text{ ドル} \times 2.875\% \times 0.5 \text{ 年} = 5,917 \text{ ドル}$
売上額 $3.55 \text{ ドル/ブッシェル} \times 187.1 \text{ ブッシェル/エーカー} \times 1,000 \text{ エーカー} = 664,205 \text{ ドル}$
売上額-借入額-利子額-手数料 > 0
- 参考 <https://www.agweek.com/opinion/farmers-may-find-marketing-assistance-loans-useful-this-marketing-year>

3. ケーススタディ：生産者が利用可能な主なプログラム例

2. 中規模酪農生産者 (1) プロファイル

営農者名	Seth & Mary
営農者年齢	58歳、54歳
営農地域	カリフォルニア州チューレーアリ郡 (米国西部)
営農規模	140頭、34,090cwt/年
品目	経産牛 (乳牛)
販売先	協同組合California Dairies (カリフォルニア州チューレーアリ郡) ハードチーズ (クラスⅢミルク) 製造

営農地域図



2019~2020年の販売年度営農収支	売上額	578,200ドル	243.5cwt/頭 (平均年間牛乳生産量) × 16.96\$/cwt (平均牛乳価格) × 140頭 (頭数)
	生産者受領額	132,920ドル	
		124,579ドル	酪農利幅補償 (DMC) 支払
		4,340ドル	酪農収入補償 (DRP) 支払 (申告乳8,750cwt、95%カバー)
		4,001ドル	酪農経営所得保険 (LGM-D) 保険金
	原価	502,321ドル	投入財 (牛、飼料等)、労働費、設備費、税金、貸付金利
純利益	208,799ドル		

出典：各種資料に基づき富士通総研にて作成

3. ケーススタディ：生産者が利用可能な主なプログラム例

2. 中規模酪農生産者 (2) 該当する補助金・所得支援 ①

● 酪農利幅補償 (Dairy Margin Coverage)

- 生乳価格と飼料費の差額（全国一律）が、酪農生産者各自で選択した補償水準を下回った場合、その一部を補填する。
- 例えば、利ざや(100ポンド;cwt)が月間9.00ドルである場合、9.50ドルの利益補償を選択した生産者は、補償対象生産量に対して0.50ドルのDMC支払いを受けることになる。生産者は、2011年から2013年までの最も高い年間生産量である、確立された生産履歴の5%から95%の間をカバーするオプションを有する。
- 年間牛乳生産量が500万ポンド以下の場合(Tier I)、4.00~9.50ドル/cwtまでの利幅を選択することができる。年間牛乳生産量が500万ポンドを超える場合(Tier II)、利幅の適用範囲は最高で8.00ドル/cwtとなる。4.00ドルの利幅補償は全ての酪農業者に無料で適用される。
- 【2019~2020年支払例】 $34,090\text{cwt (年間生産量)} \times 95\% (\text{補償率}) \div 12\text{ヶ月 (1か月換算)} \times 6.5\text{ドル (重量当たり支払額)} \times 7\text{ヶ月 (支払期間)} = \mathbf{124,579\text{ドル}}$

● 参考 <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF12202>

● 酪農収入補償 (Dairy Revenue Protection)

- 牛乳価格と牛乳生産の変動性に関するリスクに対処することによって、リスク補償のギャップを補填する。これらが組み合わさると、乳収入は月ごとに大きく変化する可能性がある。
- この補償は5四半期先まで事前購入ができる。酪農生産者は、保護すべき牛乳の価値、補償すべき牛乳生産量、補償水準 (収入補償の70~90%) を決定し、保険に加入する。なお、保険料の44~55%は連邦政府から補助される。
- 【2019~2020年支払例】 $8,750\text{cwt (申告乳量)} \times (1.5 (\text{保護係数}) \times (17.4\text{ドル/cwt (先物価格)}) \times 95\% (\text{補償率}) - 16.05\text{ドル/cwt (平均乳価)}) - 0.4\text{ドル/cwt (保険料率)} \times 56\% (\text{生産者負担率})) = \mathbf{4,340\text{ドル}}$

● 参考 <https://www.fb.org/market-intel/what-is-dairy-revenue-protection>

3. ケーススタディ：生産者が利用可能な主なプログラム例

2. 中規模酪農生産者 (2) 該当する補助金・所得支援 ②

● 酪農経営所得保険 (Livestock Gross Margin – Dairy)

- 乳価の下落や飼料費の高騰による粗利益の損失から酪農生産者を保護するため、保証された粗利益（予想乳価－予想飼料費－免責金額×補償金額）が実際の粗利益（実際の乳価－実際の飼料費）を下回った場合に発生する損失に対し、その差額が支払われる。
- 酪農家はLGM-DairyとDMCの両方に参加することができ、補償金と保険料の精算は保険期間の終了時に行われる。
- 【2020年4-6月期支払例】 27,837ドル（粗利益保証額） -23,836ドル（6月度調整済総実利益額） = **4,001ドル**
- 参考 <https://www.rma.usda.gov/sites/default/files/livestock-archive/2024-20080-1-LGM-for-Dairy-Cattle-Handbook.pdf>

3. ケーススタディ：生産者が利用可能な主なプログラム例

3. 中規模肉牛肥育生産者 (1) プロファイル

営農組織名	Bovine Brook Ranch		営農地域図
経営者年齢	50歳		
営農地域	テキサス州オールドハム郡 (米国南部)		
営農規模	993エーカー (放牧地) 500エーカー (牧草生産)		
品目	離乳後の子牛肥育 (商業用ストッカー事業) 干し草販売		
販売先	肉牛肥育場		
2018年* 営農収支 (*最新報告年)	売上額	66,979ドル	
	生産者受領額	0ドル	* 2018年は無し。制度概要及び2019年の試算を次頁に掲載
	原価	56,498ドル	投入財 (子牛、飼料費等)、畜産サービス費、労働費等
	純利益	10,481ドル	2019年当初在庫 (成牛45頭、子牛10頭)



出典：各種資料に基づき富士通総研にて作成

3. ケーススタディ：生産者が利用可能な主なプログラム例

3. 中規模肉牛肥育生産者 (2) 該当する補助金・所得支援

● 家畜牧草地災害プログラム (Livestock Forage Disaster Program : LFP)

- 干ばつの被害を受けた放牧地（放牧のために植えられた耕作地を含む）、または連邦政府が管理する放牧地における火事によって損失を被った畜産生産者に補償金を支払うプログラム。追加飼料コストの補填を手助けするため、対象となる生産者に最大125,000ドルが支払われる。2023年の支払い総額は18億ドル。

- 【2019年支払例】 5か月（異常干ばつ対象期間） × 29.34ドル（月間飼料価格） × 65頭 = **9,135ドル**

- 参考 https://farm.ewg.org/progdetail.php?fips=00000&progcode=tot_lvstfo&page=conc&yr=2023®ionname=theUnitedStates

● 家畜損害賠償プログラム (Livestock Indemnity Program : LIP)

- 悪天候等により通常の死亡率を超えて家畜が死亡した場合や赤字での家畜販売によって生じた損失について、市場価格の75%を補償金として支払うプログラム。2023年の支払い増額は7,660万ドル。

- 【2019年支払例】 竜巻通過により成牛10頭・子牛3頭死亡、成牛3頭負傷、負傷牛売却の場合
12頭（成牛正常死亡率を加味） × 916.87ドル（成牛1頭当たり支払額） - 1,350ドル（売却益） + 2頭（子牛正常死亡率を加味）
× 661.19ドル（子牛1頭当たり支払額） = **9,574.82ドル**

- 参考 https://farm.ewg.org/progdetail.php?fips=00000&progcode=tot_lvstin&page=conc&yr=2023®ionname=theUnitedStates

● 家畜・蜜蜂・養殖魚緊急支援プログラム (Emergency Assistance for Livestock, Honeybees and Farm-Raised Fish Program : ELAP)

- LIP と LFP でカバーされない病気や悪天候、飼料や水不足、山火事等によって生じた損失について、家畜生産者や養蜂家、養殖農家に補償金を支払うプログラム。

- 【2019年支払例】 125,000ガロン（水運量） × 0.07ドル（水運価格/ガロン） × 60%（支払率） = **5,250ドル**

- 参考 <https://www.fsa.usda.gov/resources/programs/emergency-assistance-livestock-honeybees-farm-raised-fish-elap>

3. ケーススタディ：生産者が利用可能な主なプログラム例

4. 中規模園芸生産者 (1) プロファイル

営農組織名		Harvest Moon Vinayard	
経営者年齢		48歳	
地域		カリフォルニア州サンホアキン郡	
規模		100I-カ、1200本/I-カ (4年以上、ステージ3)	
栽培品目		ワイン用ブドウ (カベルネ・ソーヴィニヨン種)	
販売先		自組織ワイン醸造部門	
2022年*営農 収支 (*最新 報告年)	売上額	0ドル	収穫直前火災で全滅 (収穫量9トン/I-カ、695ドル/トン)
	生産者受領額	3,160,809ドル	
		437,850ドル	過去実績生産保険 (APH) (収量補償70%、価格補償100%) 保険金
		34,959ドル	火災保険補償-煙指数特約 (FIP-SI) (カバー率90%) 保険金 * 次頁注記有
		2,688,000ドル	ブドウ樹保険 (収量補償70%、価格補償100%) 保険金
	原価	447,300ドル	497ドル/トン×9トン/エーカー×100エーカー
純利益	2,713,509ドル		

営農地域図



出典：各種資料に基づき富士通総研にて作成

3. ケーススタディ：生産者が利用可能な主なプログラム例

4. 中規模園芸生産者 (2) 該当する補助金・所得支援 ①

● 過去実績生産保険 (Actual Production History (APH) 保険)

- 生産者の過去の生産実績（通常過去4～10年の平均収量）に基づいて補償額を決定する収量保険で、作物保険制度の一部。干ばつ、洪水、火災、害虫、病気などの自然災害による収量減少に対し、補償レベル（50～85%）に応じた補償額を支払う。ブドウ生産の場合、悪天候、地震、灌漑用水供給の停止、火災、害虫・害獣、病気、火山噴火による損害に対して補償される。
- 【2022年支払例】 予想作物価値（9トン/エーカー×100エーカー×695ドル/トン）×収量補償70%×価格補償100% = **437,850ドル**
- 参考 <https://www.rma.usda.gov/sites/default/files/2024-02/Grapes-Fact-Sheet.pdf>
- 補足 ブドウ農家はYPやRPの対象外のためAPHを活用している

● 火災保険補償-煙指数特約 (Fire Insurance Protection - Smoke Index Endorsement (FIP-SI))

- カリフォルニア州の特定地域で栽培されているブドウを対象とした保険特約で、ブドウの作物保険の補完として設計されており、加入にはブドウの作物保険に入っていることが要件となる。山火事が頻発する地域のブドウ産者を保護することを目的としており、山火事やその他の煙害が契約期間中に最低累積回数を上回って発生した際にブドウ作物保険の免責額の一部を補填する。
- 【2022支払例*】 * 2025年作付けから開始した新しい保険特約であるため2022年には実存しない
予想作物価値（9トン/エーカー×100エーカー×695ドル/トン）×スモークカバレッジ範囲（最大カバレッジレベル0.95-スモークカバレッジ範囲0.70）×スモークカバレッジ率0.9×支払係数（スモークロス係数0.0621÷スモークカバレッジ範囲0.25） = **34,959ドル**
- 参考 <https://www.rma.usda.gov/sites/default/files/2024-08/FIP-SI%202025%20Endorsement%20-%20Final.pdf>

3. ケーススタディ：生産者が利用可能な主なプログラム例

4. 中規模園芸生産者 (2) 該当する補助金・所得支援 ②

● ブドウ樹保険 (Grapevine insurance)

- 凍害、雹、洪水、火災や、灌漑用水供給の失敗によるブドウ樹の損失を補償する。補償レベルは全体の50～75%の範囲で選択できる。
- 【2022年支払例】 樹齢4年以上・ステージ3のブドウの樹の基準価格32ドル/本×ブドウの樹(1,200本/エーカー×100エーカー) ×収量補償70%×価格補償100% = **2,688,000ドル**
- 参考 <https://www.rma.usda.gov/sites/default/files/2024-02/Grapes-Fact-Sheet.pdf>

3. ケーススタディ：生産者が利用可能な主なプログラム例

5. 環境保全生産者 (1) プロファイル

営農者名	George		営農地域図 
年齢	50歳		
地域	カンザス州		
規模	3,300エーカー		
品目	小麦、穀物、ソルガム、大豆、ゴマ、牛100頭（繁殖）		
既存の保護活動	SAREプロジェクト		
	動物生産	放牧管理、放牧-ローテーション、飼養率、飼料／牧草	
	作物生産	輪作, 連作, 被覆作物, 二毛作, 間作, 多毛作, 不耕起, 栄養循環, 畝立て耕起, 植物組織分析, 保全耕起	
追加の保護活動	保安全管理プログラム (CSP)	花粉媒介者の生息地を備えた生垣の植栽 (2,000平方フィート) / 野生生物の生息地造成、休耕地や非農地での高種多様性 (放棄所得無し) (100エーカー)	7,899ドル
	環境改善奨励プログラム (EQIP)	土壌浸食を減らし、水質を向上させるために、畑の周囲に境界を設け、土壌の栄養分の流出と外部水域への流入を低減した。(200エーカー)	523,243ドル
受領補助金額			531,141ドル

3. ケーススタディ：生産者が利用可能な主なプログラム例

5. 環境保全生産者 (2) 該当する補助金・所得支援

● 保全管理プログラム (Conservation Stewardship Program (CSP))

- 農家や牧場主がその土地の保全管理御強化し、水質向上・土壌保護生物多様性の促進などの持続可能な農業活動を実施するための財政支援を行う。契約期間は5年間で延長が可能である。
- 【2022年支払例】 (花粉媒介者の生息地を備えた生垣の植栽：基準価額0.41ドル/平方フィート×2,000平方フィート=820ドル) + (野生生物の生息地造成、休耕地や非農地での高種多様性 (放棄所得無し)：基準価額70.79ドル/エーカー×100エーカー=7,079ドル) = **7,899ドル**
- 参考 <https://www.nrcs.usda.gov/conservation-basics/conservation-state/kansas/payment-schedule>
<https://www.sare.org/wp-content/uploads/Applying-for-CSP.pdf>

● 環境改善奨励プログラム (Environmental Quality Incentives Program (EQIP))

- 農家や牧場主がその土地の自然支援の問題に対処できるよう、資金的・技術的な援助を提供する。環境省自然資源保全局 (NRCS) は生産者と直接やりとりをして、資源問題を解決するための保全計画を作成する。対象は水質と大気の質の改善、地下水や地表水の保全、土壌の健全性の向上、土壌浸食の減少、野生生物の生息地の改善又は創出、干ばつや気候変動の緩和の6種である。
- 【2022年支払例】 土壌浸食を減らし、水質を向上させるために、畑の周囲に境界を設け、土壌の栄養分の流出と外部水域への流入を低減した。基準価額60.06ドル/1,000平方フィート×200エーカー×43,560平方フィート/エーカー = **523,243ドル**
- 参考 <https://www.nrcs.usda.gov/conservation-basics/conservation-state/kansas/payment-schedule>
<https://www.sare.org/wp-content/uploads/Applying-for-EQIP.pdf>

3. ケーススタディ：生産者が利用可能な主なプログラム例

6. 小規模退職農家 (1) プロファイル

退職農家名	John Milton	営農地域図	
年齢	78歳（76歳時退職）		
地域	カンザス州ポッタワトミー郡		
規模	900エーカー （粗悪地80エーカー）		
品目	粗悪地に在来種の草を栽培（退職前は肉牛を放牧）		
退職前	24年前にCRPの一般登録に初めて登録し、作物栽培に適していない粗悪な農地80エーカーに在来種の草を植え、肉牛を放牧した。初回登録の期間満了時に更新登録を申請したが却下された。再度申請の機会が得られた際には、15年間の在来種の草を植える契約を締結した。		
退職後	再度申請の機会が得られた際、CRPの受領補助金額と肉牛放牧による収入を比較すると、CRP受領補助金額の方が多かった。そのため、退職後は在来種の草の栽培のみを行っている。		
受領補助金額	5,920ドル		保全休耕プログラム（CRP）

3. ケーススタディ：生産者が利用可能な主なプログラム例

6. 小規模退職農家 (2) 該当する補助金・所得支援

● 保全休耕プログラム (Conservation Reserve Program)

- 農地の一部を環境保全目的で休耕地として管理することで、土壌浸食の防止、水質向上、生物多様性の促進を目指すプログラムで、特に環境に悪影響を及ぼす可能性のある農地を対象として、10～15年間（更新制度有）休耕地として維持することで、賃貸料や補助金が支払われる。
- 1エーカー当たりの賃貸料はUSDAのNASS (National Agricultural Statistics Service (全米農業統計局)) が設定した郡の賃貸料に基づく。賃貸料率は各郡の土壌マッピング単位で土壌生産性に基づき設定され、最も生産性の低い土壌の賃貸料率は50%である。
- 【2022年支払例】 賃貸料94ドル/エーカー×80エーカー×賃貸料率50% = **5,920ドル**
- 参考 https://www.fsa.usda.gov/Internet/FSA_File/annualsummary2011.pdf
<https://usdaoig.oversight.gov/sites/default/files/reports/2022-03/03601-0051-Te.pdf>

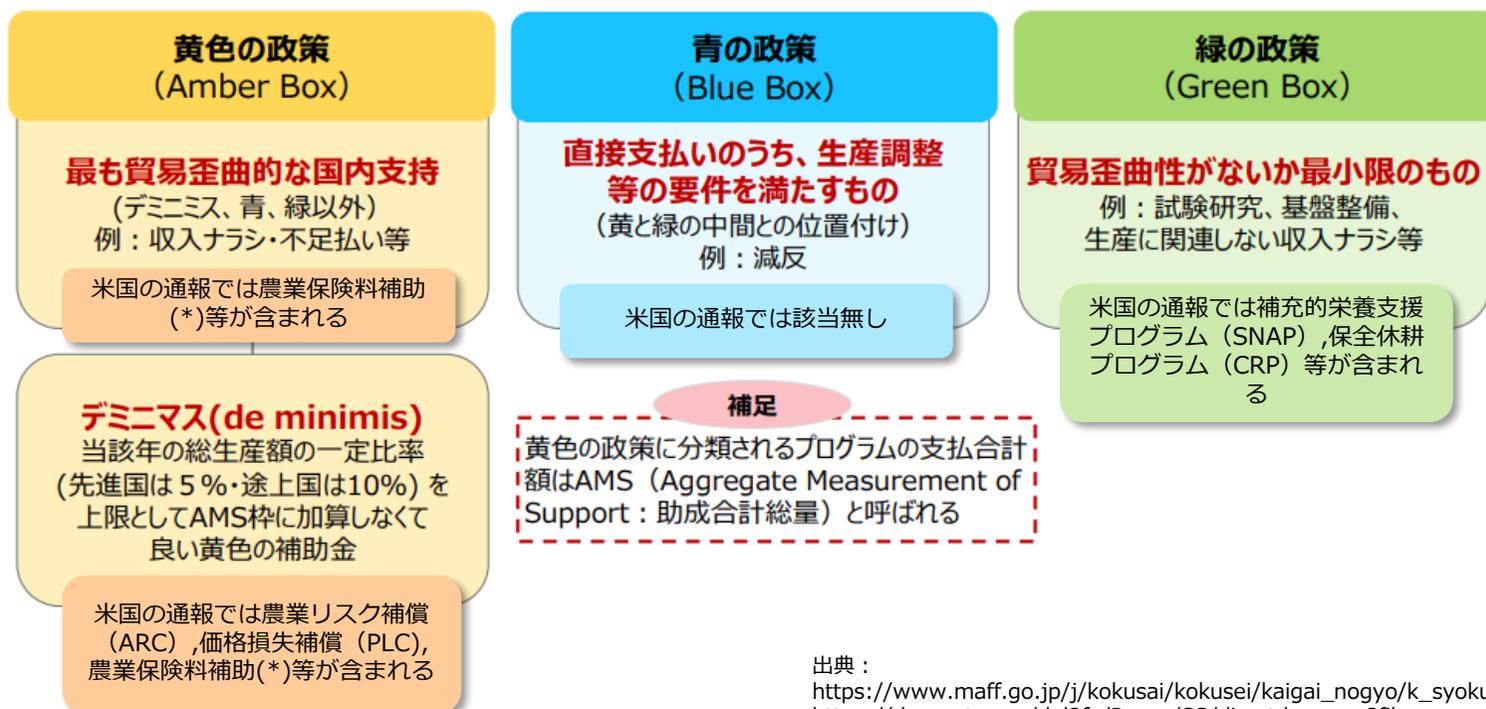
4. 生産者への直接支払い等に関するWTOにおける扱い

4. 生産者への直接支払い等に関するWTOにおける扱い

■ WTO農業協定における分類

- 3つの分類のうち、緑の政策（Green Box）は貿易歪曲性がないか最小限にとどまるもので、試験研究・基盤整備・生産に関連しない収入支持などが含まれるとされた。青の政策（Blue Box）は、直接支払いのうち減反などの生産調整などの要件を満たすものとされた。
- 黄色の政策（Amber Box）は緑の政策・青の政策・デミニミスにも分類されない最も貿易歪曲的な国内支持政策が対象とされた。なお、黄色の政策に分類されるプログラムの支払合計額は助成合計総量（Aggregate Measurement of Support : AMS）と呼ばれる。**

図表：WTO農業協定における国内支持策の分類



出典：

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/attach/pdf/itakur2-5.pdf
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/AG/NUSA173.pdf&Open=True> (米国のWTO通報2023年 (2022年10月~2023年9月))

4. 生産者への直接支払い等に関するWTOにおける扱い

■ 米国のWTO通報状況（国内支持政策）

- WTO農業協定における国内支持政策に関する米国の通報状況は下図のとおり。**米国の最新の通報年は2023年（2022年10月～2023年9月）**となっている。

[AGR Art. 18.2 - MA:1, AGR Art. 18.2 - MA:2](#)
[AGR Art. 5.7 & 18.2 - MA:5](#)
[AGR Art. 18.2 - DS:1](#)

[AGR Art. 10 & 18.2 - ES:2](#)
[AGR Art. 10 & 18.2 - ES:3](#)
[AGR Art. 16.2 NF:1](#)

Agreement on Agriculture Art. 18.2 domestic support
(Table DS:1 of G/AG/2 and appropriate Supporting
Tables)

Agreement on Agriculture Art. 18.2 domestic support (Table DS:1 of G/AG/2 and appropriate Supporting Tables)

[Read full requirement](#)

[Export data](#)

	AGR Art. 18.2 - DS:1																			
	2024	2023	2022	2021	2020	2019	2018	2017	2016	2015	2014	2013	2012	2011	2010	2009	2008	2007	2006	
United States of America	●	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

WTO通告状況（2006～2024年）

✓ Notification(s) has been submitted

● No notification has been submitted

Member is not obliged to notify in the period

Was not a WTO Member

Year of transition following accession to WTO

Covered by the notifications of the European Union for this period

Year of transition to accede to or leave the European Union

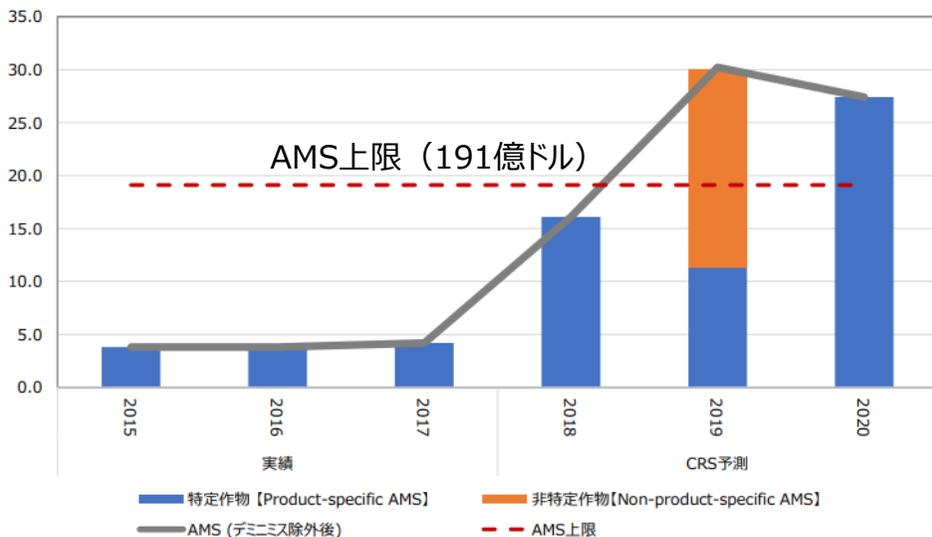
出典： <https://notifications.wto.org/en/notification-status/agriculture/188>

4. 生産者への直接支払い等に関するWTOにおける扱い

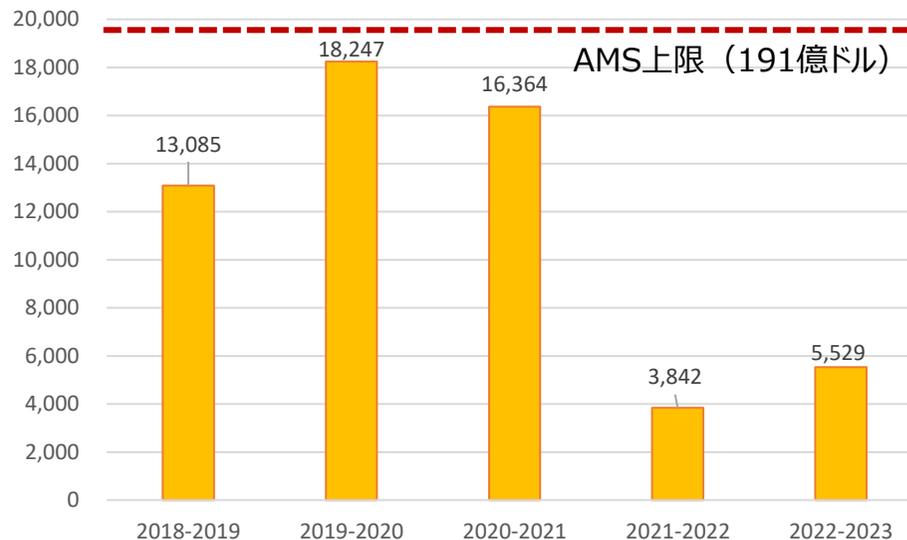
■ 米国のWTO通報状況（国内支持政策）

- 米国の国内支持政策は、第一次トランプ政権下で発生した米中貿易摩擦やその後のCOVID19下の生産者支援により、米国のAMS上限である191億ドルを超過するとみられていた。
- 一方、**最新の米国のWTOへの通報内容実績によると、2018~2023年のいずれの販売年度においても191億ドルのAMS上限を超過することはなかったことが確認された。**

図表：CRSの予測



図表：黄色の政策の通報実績



4. 生産者への直接支払い等に関するWTOにおける扱い

■ 米国の緑の政策の分類（参考）

- 農務省は研究・環境・食料支援分野のプログラムを中心に緑の政策に分類している。この中でもSNAPやWICなどの食料支援が最大の割合を占め、CRPやEQIPといった保全プログラムも含まれている。一方、PLCやARCなどの作物プログラムは緑の政策には含まれていない。なお、灌漑に関する財政支援は農務省ではなく内務省に計上されている。

図表：緑の政策に含まれる項目

項目	分類	内容
1	一般サービス	<ul style="list-style-type: none">□ 研究<ul style="list-style-type: none">➢ 研究・教育活動、農業研究□ 害虫・病害対策<ul style="list-style-type: none">➢ 動植物検疫局（APHIS）：害虫・病害管理□ 技術支援・普及<ul style="list-style-type: none">➢ 自然資源保全局（NRCS）：保全プログラム技術支援□ 検査サービス<ul style="list-style-type: none">➢ 食品安全検査局（FSIS）：食肉・家禽の安全検査□ マーケティング・プロモーション<ul style="list-style-type: none">➢ 農業マーケティングサービス（AMS）：マーケティングサービス□ インフラサービス<ul style="list-style-type: none">➢ リスク管理庁（RMA）：作物保険管理費

4. 生産者への直接支払い等に関するWTOにおける扱い

図表：緑の政策に含まれる項目

項目	分類	内容
2	国内食料援助	<ul style="list-style-type: none">□ SNAP (Supplemental Nutrition Assistance Program)□ 児童栄養プログラム□ 特別栄養補助
3	自然災害救済	<ul style="list-style-type: none">□ 非保険作物災害補助 (NAP: Non-insured Crop Disaster Assistance Program)
4	構造調整支援	<ul style="list-style-type: none">□ 農業ローンプログラム (Farm Loan Programs)
5	環境プログラム	<ul style="list-style-type: none">□ CRP (保全休耕プログラム)□ EQIP (環境改善奨励プログラム)

5. 現行農業法の実施状況・課題等

5. 現行農業法の実施状況・課題等

■ 2018年農業法の実施状況と課題

- 2018年農業法の実施状況をふまえた課題としては、作物プログラムの基準価格の引き上げが大きな焦点となっている。特に過去**数年のインフレによる生産コスト増により生産者が影響をうけていることから、ARC・PLCのアップデートが必要との評価**が複数のヒアリング対象から確認された。

項目	内容
2018年農業法の課題	<p>【有識者】</p> <ul style="list-style-type: none">2018年農業法では、農家への政府支援が過去20年で最大規模となり、補助金に依存した農業収益の構造が問題視されている。COVID19救済金や米中貿易戦争補助金によって農業所得は上昇したが、これらの補助が終了すれば、農業部門の収益は不安定になる可能性がある。また、米中貿易戦争の影響でブラジルが農産物市場を奪取し、中国の米国産トウモロコシや大豆の輸入が減少している。さらに、USMCAの再交渉や関税問題が農業輸出に悪影響を及ぼしている。 <p>【一般生産者団体】</p> <ul style="list-style-type: none">作物プログラムと保全プログラムは市場変化に対応できておらず、基準価格の引き上げと保全資金の増額が必要。特に、インフレや金利上昇、パンデミックの影響で農業コストが大きく変動し、2018年当時の政策が陳腐化している。 <p>【議会関係者（上院）】</p> <ul style="list-style-type: none">2018年農業法での基準価格は2010-2012年のデータに基づいており、30%以上の生産コスト上昇に対応できていないため、調整を検討している。また、インフレ圧力を考慮し、ローン金利の引き上げも支持している。各主要農産物団体は基準価格の引き上げを強く支持。採算価格の低迷とグローバル市場の混乱が背景にある。 <p>【議会関係者（下院）】</p> <ul style="list-style-type: none">2018年農業法では、作物プログラムの基準価格が十分に調整されておらず、生産コストの上昇に対応できていない。特に、ウクライナ戦争による肥料・燃料価格の高騰が影響している。

出典：ヒアリング結果より富士通総研にて整理

5. 現行農業法の実施状況・課題等

■ 作物プログラムの実施状況と課題

- 2018年農業法の作物プログラムは生産コストの上昇に対応できておらず、特にPLC・ARCの基準価格の見直しが求められている。上院案は微調整、下院案は大幅な引き上げを提案するも、予算膨張リスクが懸念する声が聞かれた。
- 行政府はMALの貸付率の低さを指摘し、近年生産者にとっては作物保険の重要性が増しているとの見解を示している。また、生産者団体は基準価格の引き上げを最優先としている。
- このほか、**綿花生産者は特にMALを重視**しており、価格補助よりも**資金繰りのために使用しているとの評価が確認された**。

項目	内容
作物プログラム	<p>【有識者】</p> <ul style="list-style-type: none">• 2018年農業法に基づく作物プログラムは、現在の生産コストの上昇を十分に反映できていない。特にPLCおよびARCの価格基準は2010-2012年の市場データを基に設定されており、2025年のインフレやコスト増に対応できていない。農家団体は基準価格の引き上げを求めているが、上院案では微調整にとどまり、下院案では大幅な引き上げが提案されている。生産コストに基づく価格調整の導入も議論されているが、コストの変動が大きいため予算の膨張リスクがあり、議会予算局は慎重な立場を取っている。 <p>【行政府】</p> <ul style="list-style-type: none">• ARCとPLCについては、価格の変動が大きくなった近年、参照価格の見直しを求める声が増えている。MALについては高金利環境下でより魅力的な選択肢となっているが、貸付率が市場価格の50~60%にとどまるため、参加率は低い(2~5%)。ただし、綿花や砂糖など一部の作物では利用率が高い。農業補助金は歴史的に市場の均衡を保つ役割を果たしてきたが、近年は作物保険制度の方が重要視されている。

5. 現行農業法の実施状況・課題等

項目	内容
作物プログラム	<p>【一般生産者団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の政策改定では、支払い基準（Payment Yield）の更新は検討されていない。代わりに、基準価格の引き上げが主要な焦点となっている。また、基地作付面積（Base Acres）の更新が一度限りで可能となる可能性がある。 <p>【品目別生産者団体（穀物）】</p> <ul style="list-style-type: none"> とうもろこしや大豆と比べて小麦の補助水準が低いことが課題である。 <p>【品目別生産者団体（綿花）】</p> <ul style="list-style-type: none"> MALの強化が必要。同プログラムはほぼ機能していない（世界平均価格が 52¢/lb 以上）。価格補助よりも資金繰りのために使用されている。PLCの基準価格の引き上げも必要。 <p>【議会関係者（下院）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去20年間、生産者へのセーフティネットが効果的に更新されておらず、ロシア・ウクライナ戦争後の生産コスト上昇（肥料・燃料価格上昇）が背景。IRA資金の再配分やSNAPの調整で予算を確保したい。

5. 現行農業法の実施状況・課題等

■ 保全プログラムの実施状況と課題

- 保全プログラムはIRAにより予算が大幅に引き上げられたが、増加した業務量に対応するための人材育成に時間を要しているとの評価が聞かれた。また、今後の保全プログラムの課題としては定量的な効果の測定手法の確立、デジタル技術を活用したデータ収集などがあげられた。次期農業法の検討にあたっては、IRAの予算を保全プログラムに組み込むことも検討されているが、財政制約のために実現が困難との声も聞かれた。このほか、**第二次トランプ政権においては大規模な職員の解雇が発生していることから、保全プログラムの実施に影響**がありうると考えられる。

項目	内容
保全プログラム	<p>【有識者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全プログラムでは、環境保全および気候変動対策に関する資金配分が大きな議論的となっている。2018年農業法の下で、EQIPやACEPは過剰申請状態にあり、資金が逼迫している。次期農業法については、IRAの資金を保全プログラムに転用する提案もあったが、財政制約により困難とされている。共和党は気候変動関連の規制を削除し、伝統的な保全プログラム（EQIPやCSP）へ資金を転用することを求めている。 また、バイデン政権がCCCの資金を気候変動対策に使用したことに対し、共和党はCCCの使用目的を制限しようとしている。 第二次トランプ政権は、過去1年以内に採用された試用期間中の農務省職員数千人を解雇した。さらに、トランプ大統領は2期目開始直後に連邦政府におけるDEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）施策の撤廃を推進した。この措置により農務省においてもさらなる解雇が発生しているようだ。現時点ではこれらの施策が政府機能にどのような影響を及ぼすかは明確ではない。 <p>【行政府】</p> <ul style="list-style-type: none"> IRAにより、温室効果ガスの削減や炭素貯留を目的とした資金が大幅に増額されたが、各州によって資金配分の公平性や実行のスピードに差がある。また、増加した業務量に対応するため、4,500名の追加職員と3,000名のパートナー職員を確保した。ただし、新しい職員の研修には2～3年を要するため、即戦力化の課題がある。気候変動対策としての効果を定量的に測定することが求められている。今後の展望としてはデジタル技術を活用した土壌データ収集や人工衛星を利用した保全状況のモニタリング、既存プログラムの拡張と新たな保全プログラムの開発がありうる。

5. 現行農業法の実施状況・課題等

項目	内容
保全プログラム	<p>【一般生産者団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> IRAの追加資金でEQIPなどの強化が行われたが、これを今後の農業法の予算枠に組み込むべきかが議論の焦点。共和党はIRA資金の再配分を求めており、保全プログラムの予算が削減されるリスクがある。 <p>【品目別生産者団体（穀物）】</p> <ul style="list-style-type: none"> IRAによる EQIP資金が不足気味である。また、小麦のカバークロップ利用と収穫用作物の使い分けが地域によって適用しにくい。 <p>【議会関係者（下院）】</p> <ul style="list-style-type: none"> EQIP、ACEPなどの従来のプログラムへの支持が高いが、資金不足と応募超過が課題。バイデン政権時代の気候関連制約（Climate Sideboards）を撤廃し、地域ごとの適応性を向上。 <p>【議会関係者（上院）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 共和党はIRA資金の気候関連ガードレールを撤廃し、従来の保全プログラム（EQIP/CSP）に統合することを提案

5. 現行農業法の実施状況・課題等

■ 作物保険の実施状況と課題

- 作物保険では園芸作物（specialty crop）の補償の強化、気候変動から発生する自然災害への対応が課題として聞かれた。
- 園芸作物（specialty crop）については特にサツマイモの補償が指摘された。また、家禽への保険の強化の必要性も確認された。

項目	内容
作物保険等	<p>【有識者】</p> <ul style="list-style-type: none">• 2018年農業法の下では、農家のリスク管理が十分でないとの指摘がある。特に果樹や野菜などの園芸作物（specialty crop）向けの保険が限定的であり、干ばつ・洪水などの災害補償が増えているものの、補償額が不足している。次期農業法では、園芸作物（specialty crop）や畜産業向けの補償を拡大することが求められている。共和党は環境規制と作物保険を分離し、保険の適用条件を緩和する方向で検討している。加えて、2025年以降の市場価格変動を考慮し、保険適用価格の見直しも進められている。 <p>【行政府】</p> <ul style="list-style-type: none">• 農作物の収穫量や収入を補償する保険プログラムで、政府の支援を受けた形で提供される。主要プログラムには収量保険（Yield Insurance）と収入保険（Revenue Insurance）があり、近年では災害リスクに対応する新しい保険商品も開発されている。課題としては気候変動による自然災害（干ばつ、ハリケーン）への対応が必要である。また、一部の生産者は経済的な問題で十分な保険を購入できず、災害時に十分な補償を受けられない。このほか、地域ごとのリスク差（フロリダのハリケーン、西部の干ばつなど）に対する対応策が必要。今後の展望としては、気候リスクに対応した新たな保険商品（ハリケーン保険、トロピカルストーム保険など）の開発がある。保険料の適正化と補償制度の改善を通じた生産者の加入促進も必要である。

5. 現行農業法の実施状況・課題等

項目	内容
作物保険等	<ul style="list-style-type: none">【一般生産者団体】<ul style="list-style-type: none">主要機能は維持しつつ、サツマイモなどの園芸作物（specialty crop）の補償拡大が優先事項。特に次期農業法の検討では、農務省に対してサツマイモや家禽向けの作物保険プログラムを創設する権限を付与することが検討されている。【品目別生産者団体（綿花）】<ul style="list-style-type: none">綿花生産者は STAX（収益保険）と PLC を選択しなければならない。2018年農業法でWTO のブラジル綿花訴訟に対応するための制限が発生したが、2021年にMOUも失効したため、この制限を撤廃すべき。【議会関係者（下院）】<ul style="list-style-type: none">特産作物向けの保険プログラムがデータ不足により整備されていない。農業法において、大学研究機関との協力を通じたデータ収集強化が検討されている。【品目別団体（肉牛）】<ul style="list-style-type: none">干ばつリスク管理に関する 土壌水分データを NOAA（米国海洋大気庁）と統合し、精度を向上させるべき。

5. 現行農業法の実施状況・課題等

■ 栄養プログラム等の実施状況と課題

- SNAPの支出がTFP(*)の見直しにより増大していることを問題視する評価が聞かれた。SNAPを含む栄養プログラムの実施そのものについては、州ごとのデジタル化の相違や給付金詐欺対策の強化の必要性が確認された。
- また、輸出促進プログラムの予算が不足しているとの評価も聞かれた。

項目	内容
栄養プログラム	<p>【有識者】</p> <ul style="list-style-type: none"> • SNAPが連邦予算の大きな負担になっており、次期農業法において、共和党がSNAPの削減を重視している。特に、2021年に実施されたThrifty Food Plan (TFP) の改定によりSNAPの給付額が増加し、その後のインフレによってさらに財政圧力が強まっている。共和党は、SNAPの削減を通じて財政の引き締めを図るとともに、PLCやARCの価格基準引き上げなどに充てることを検討している。しかし、党内でも意見が分かれており、財政保守派は削減した分を赤字削減に使うべきだと主張している。 <p>【行政府】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新農業法の成立が未確定なため、当面は現行のSNAP規則が維持される。また、パンデミック後の影響が残る中で、州ごとのデジタル化の進展や詐欺対策の強化が焦点となっている。 <p>【議会関係者（上院）】</p> <ul style="list-style-type: none"> • SNAPの年間支出が1200億ドルを超えるため、財政管理が必要との声がある。 <p>【議会関係者（下院）】</p> <ul style="list-style-type: none"> • TFPの調整によりSNAP給付コストが増加している。現在のSNAP給付は維持されているが、今後の財政状況によって見直しの可能性がある。
輸出促進プログラム	<p>【品目別団体（穀物）】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市場アクセスプログラム (MAP) と外国市場開発プログラム (FMD) の予算を倍増させることを提案している。20年間資金が増えておらず、輸出支援策の強化が必要とされる。

(*) TFPは、SNAP受給者が健康的な食事を最低限のコストでまかなうために必要な食費を計算するための基準として使われる。

出典：ヒアリング結果より富士通総研にて整理

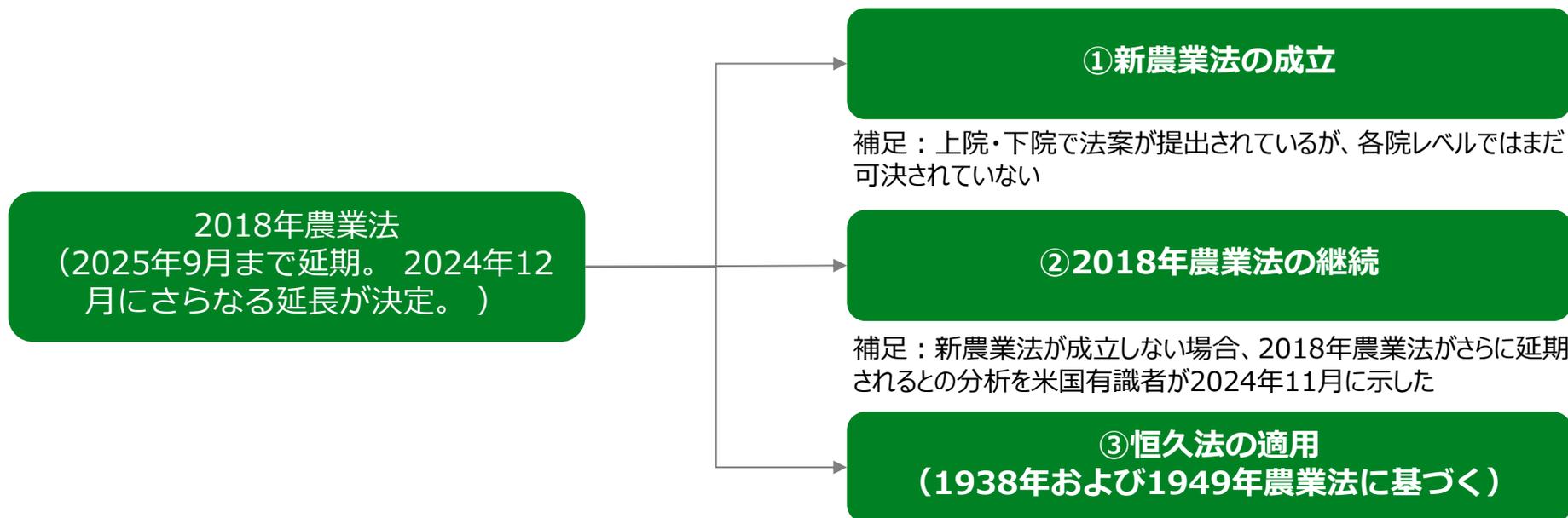
6. 次期農業法の検討状況等

6. 次期農業法の検討状況等

■ 2018年農業法の現状

- 2018年農業法は、2023年9月30日に失効する予定であったが、**2023年11月19日に1年間の延長が議会によって可決された。この延長により2024年9月30日まで同法の権限が継続**されることになっている。延長の主な目的は、農業法の改定が間に合わなかった場合に備え、既存のプログラムが中断されるのを防ぐことである。
- **議会が2024年内に新しい農業法を可決しない場合、恒久法への回帰や、さらなる延長が必要**になる可能性がある。農業従事者や消費者に与える影響を最小限に抑えるため、迅速な立法措置が求められている。
- 米国有識者の分析では、今年中に新農業法が成立する可能性は低く、現行農業法がさらに延長される可能性が高いと見ていた。
- 議会は2024年内の新しい農業法の可決に至らなかったため、**2024年12月に再延長を可決した**。多くのプログラムが2025年9月30日まで 継続され、穀物関連プログラムは2025年作付年まで延長される。

図表：農業法のありうる方向性



6. 次期農業法の検討状況等

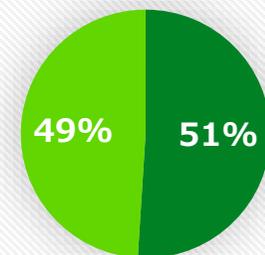
■ 議会の構成（2024年議会選挙前）

- ・ 議会の構成は上院が民主党優勢、下院が共和党優勢の状態
- ・ 上院農業委員会委員長はDebbie Stabenow氏（民主党・ミシガン）、下院農業委員会委員長はGT Thompson氏（共和党・ペンシルバニア）

図表：議会の構成

組織	民主党	共和党	割合
上院	51 (民主党系無所属議員4)	49	民主党51%、共和党49%
下院	213	218	民主党49%、共和党51% *空席議席4

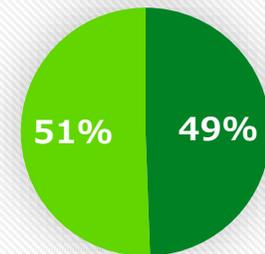
上院



■ 民主党 ■ 共和党

組織	委員長	少数党筆頭メンバー
上院農業委員会	Debbie Stabenow (民主党・ミシガン州)	John Boozman (共和党・アーカンソー州)
下院農業委員会	Glenn "GT" Thompson (共和党・ペンシルバニア州)	David Scott (民主党・ジョージア州)

下院



■ 民主党 ■ 共和党

6. 次期農業法の検討状況等

■ 議会の構成（2024年議会選挙後）

- 第119会期における農業委員会の委員長は上院・下院ともに共和党となる
- 筆頭民主党議員も上院・下院ともに変更され、上院はエイミー・クロブシャー氏、下院はアンジー・クレイグ氏が就任

図表：農業委員会の構成

委員会	役職	氏名	所属政党・州	前任者
上院 農業委員会	委員長	ジョン・ブーズマン (John Boozman)	共和党 (アーカンソー州)	-
	筆頭民主党議員	エイミー・クロブシャー (Amy Klobuchar)	民主党 (ミネソタ州)	デビー・スタベナウ (Debbie Stabenow) (ミシガン州)
下院 農業委員会	委員長	グレン・"GT"・トンプソン (Glenn "GT" Thompson)	共和党 (ペンシルベニア州)	-
	筆頭民主党議員	アンジー・クレイグ (Angie Craig)	民主党 (ミネソタ州)	デービッド・スコット (David Scott) (ジョージア州)

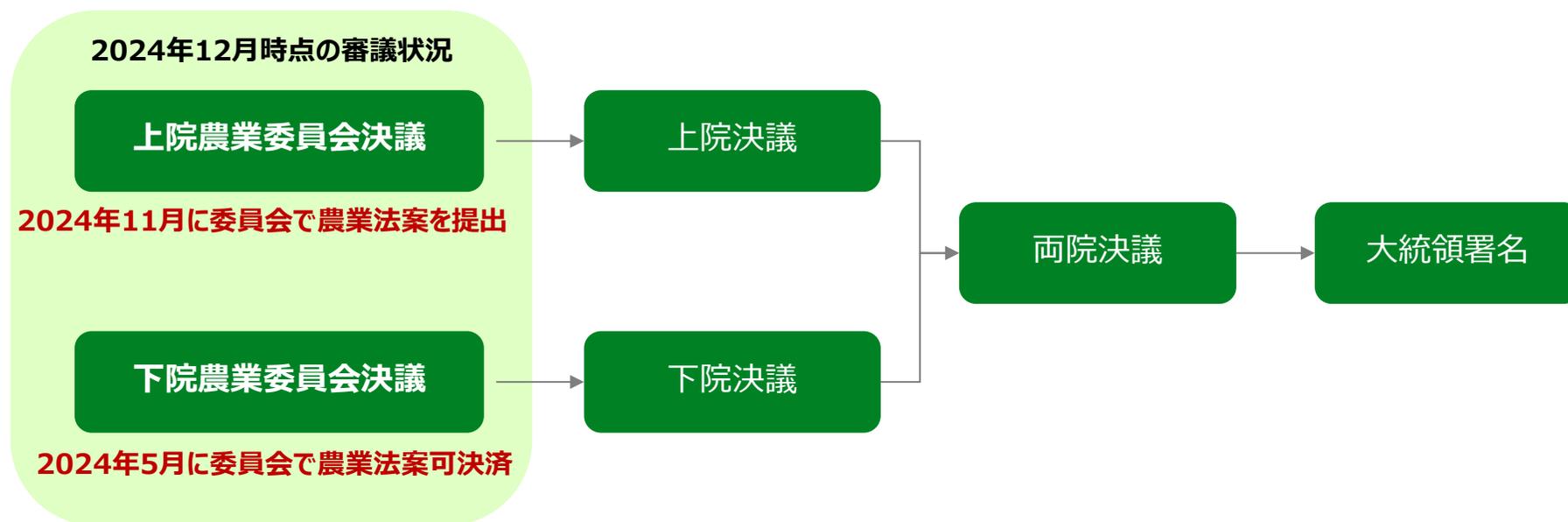
出典：農業委員会資料等に基づき富士通総研にて作成

6. 次期農業法の検討状況等

■ 次期農業法に向けた議論

- 下院農業委員会では次期農業法案が可決されているが、下院全体での可決は未定。上院案も2024年11月に提出され、現在審議が継続している状態。一方で**いずれも各院レベルでは可決されていないため、次期農業法が可決されるかは不透明。**
- 内容面では、下院案・上院案のいずれにおいてもARC・PLCなどの作物プログラムの拡充が提案されている。また、IRAにより提供された保全プログラムの恒久化も検討されている。

図表：次期農業法の状況



6. 次期農業法の検討状況等

図表：下院法案の概要

項目	概要
下院法案	<p>経緯</p> <p>2024年5月に「農業・食品・国家安全保障法案（Farm, Food, and National Security Act of 2024）」を33対21の投票で可決した。この法案は一部の民主党議員の支持を得ており、超党派の法案となっているが、下院全体での審議はまだ行われておらず、可決の見通しは不透明。</p>
	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ARC・PLCの拡充：ARCおよびPLCの基準価格の引き上げが提案されている。この引き上げにより、主要作物の価格が急落した場合に、農家が受け取る補償が増加することが期待されている。また、PLCプログラムでは基準価格の上昇に伴い、特にピーナッツ、米、小麦、綿花などの作物が対象となり、それぞれ大幅な価格引き上げが行われる見込みである。 ● SNAPへの制約：SNAPに関しては、受給資格の厳格化や、資産評価の見直しが提案されている。また、特定の犯罪歴を持つ受給者や、刑務所からの釈放が近い受刑者がSNAPの受給資格を得るための措置が含まれている。この改正は、SNAPの参加者数を減少させないことを目指しつつも、共和党の提案による受給資格の厳格化が議論を呼んでいる。 ● 保全プログラムの調整：インフレ抑制法（IRA）で確保された資金を農業法案の保全タイトルに再配分することが提案されている。しかし、この資金の使用には気候変動関連の規制が取り除かれることが示唆されており、これに対しては下院の民主党議員から反対の声が上がっている。具体的には、CRPやEQIPなどの既存の保全プログラムに資金が投入されるが、これらのプログラムが気候関連の目標を達成するために利用されるかどうか焦点となっている。 ● 緊急支出の抑制：下院案では、緊急農業支援にかかる支出を抑制することが提案されている。特に、作物保険や災害補償プログラムに関連する緊急支出を制限することで、全体的な農業支出の削減が目指されている。また、CCC（Commodity Credit Corporation）が気候関連プログラムに使用する資金に対しても制限が提案されており、IRAで割り当てられた保全資金の他用途への転用が防がれることが意図されている。

出典：Farm, Food, and National Security Act of 2024等に基づき富士通総研にて作成

<https://www.hklaw.com/en/insights/publications/2024/05/house-agriculture-committee-completes-markup-of-2024-farm-bill>

6. 次期農業法の検討状況等

図表：上院法案の概要

項目	概要
上院法案	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">● 生産者支援：農業リスク補償（ARC）および価格損失補償（PLC）プログラムにおいて、基準価格を5%引き上げ、早期部分支払いの仕組みを導入。園芸作物（specialty crop）への支援を強化し、初の専門的な保険制度を導入。園芸作物（specialty crop）研究プログラムや助成金の投資額を2倍に拡大。新規農家を対象とした作物保険料の割引や教育プログラム、コミュニティカレッジでの農業支援プログラムを創設。農業研究基盤の強化に250億ドルを投資し、公私パートナーシップを促進。国際食料援助プログラム「Food for Peace」を近代化し、世界的な飢餓削減と農業市場拡大を支援。● SNAPの改善：85億ドルを新規投入。果物・野菜へのアクセス拡大や軍人家庭、高齢者、学生への利用促進が含まれる。犯罪歴のある人々に対する生涯禁止令を解除し、SNAPへの参加を可能にする。プエルトリコ住民をSNAP対象に追加。食料銀行や地域特有の文化に対応した食品（コーシャ、ハラールなど）の調達拡大。SNAPの不正利用を防ぐために電子ベネフィットカード（EBT）のセキュリティを改善。SNAPでのホットフード購入の可能性を検討。● 気候変動対応：IRAからの資金をベースラインに組み込む。EQIPにメタン削減の新焦点を追加し、小規模農家への資金を設定。森林火災リスクを軽減するために林業パートナーシップを拡大し、木材イノベーションプログラムへの投資を増加。水源保護プログラムと流域条件フレームワークに義務的資金を提供し、森林と水資源の保全を強化。

6. 次期農業法の検討状況等

図表：参考：2024年5月時点の上院共和党提案・民主党提案

項目	概要
上院共和党案	<p>経緯 上院農業委員会では2024年5月にフレームワークを発表（※法案ではない）</p>
	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ARC・PLCの拡充:ARC および PLC プログラムの近代化が提案されている。すべての対象作物に対する基準価格（reference prices）を平均15%引き上げ、ARCの補償レベルを強化する。また、基準価格を5年間の平均市場価格の88%に引き上げ、法定基準価格の120%を上限とすることが含まれている。また、基準地のない、または最小限の基準地しか持たない農場のための基準地を追加し、新規および若手農業者が長期にわたりセーフティネットに参加できる仕組みが提案されている。 ● 環境保全プログラムの調整:EQIP、CSPなどの保全プログラムに対する資金が25%以上増加し、年間の増加が見込まれている。また、インフレ抑制法（IRA）からの保全資金が農業法案の保全プログラムに再投資され、恒久的なベースラインが作られることが提案されている。 ● 財政規律の強化:SNAPの再評価をコスト中立かつ透明なプロセスに戻し、今後5年間の見直しを行うことが提案されている。SNAP受給者の現在の受給資格と給付構造が維持され、年次インフレ調整が行われる。また、過払い分を財務省に返還することが義務付けられ、品質管理プロセスにおけるすべてのSNAP支払いエラーの報告が求められる。 ● 気候関連規定の緩和:IRAで導入された気候関連規定について、上院共和党はこれを緩和することを提案している。具体的には、強制的な規制を撤廃し、農家が自主的に気候変動対策に取り組むための支援を提供することが含まれている。

6. 次期農業法の検討状況等

図表：参考：2024年5月時点の上院共和党提案・民主党提案

項目	概要
上院民主党案	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">● ARC・PLCの拡充：ARCとPLCにおける支払いが発動される可能性が高まるよう改良されている。具体的には、2024年の農業法案期間中に、すべての主要な対象商品において少なくとも5%の基準価格の引き上げが予定されており、多くの作物では10~15%の引き上げが見込まれている。この改良により、農家は予測される収入をより安定して得ることが可能となる。● SNAPの拡充：薬物関連の重罪で有罪判決を受けた個人に対する生涯の栄養支援禁止を撤廃し、社会における責任を果たした人々がSNAPを利用できるようにすることを目指している。この変更により、刑期を終えた後の個人が自立への道を歩むためのサポートが提供されることとなる。また、プエルトリコの住民に対しても、40年以上にわたりSNAPの対象外であった状況を解消し、アメリカ国民である彼らがSNAPに参加できるようにする道を開くことを提案している。これにより、受給資格の対象が拡大されることとなる。● 環境保全プログラムの強化：インフレ抑制法（IRA）からの保全資金を農業法案に組み込むことで、気候変動対策を強化することを目的としている。この資金は、農家が自主的に保全活動を実施する際に現金支援を提供し、さらに再生可能エネルギーへの歴史的な投資を継続するためのものである。また、保全プログラムが初めて恒久的に認可され、気候変動対策における資源へのアクセスが拡充されることとなる。● 新たな資金提供：上院民主党は、これらの政策を支えるために、チャック・シューマー上院多数党院内総務が提案する新たな資金を活用する計画を示している。この資金は、主に気候変動対策や農業支援の強化に充てられる予定であり、環境保全プログラムの拡充やARCの強化に必要な予算を確保することが含まれている。

6. 次期農業法の検討状況等

■ 次期農業法の検討状況に対する評価（米国有識者による分析（2024年8月時点））

- **2024年8月時点**では、今年中に新農業法が連邦議会で可決される可能性は低いと考えている。
- まず、下院農業委員会で可決された法案と、上院農業委員会で上院民主党が提案している法案との間には大きな相違がある。CBOは、下院法案が支出を750億ドル増加させると見積もっており、そのうちのごく一部が現在のプログラムの削減によって賄われるに過ぎない。トンプソン下院農業委員会委員長（Chairman Thompson）は、自身の法案により500億ドルの節約ができると主張しているが、CBOはその規定により支出が90億ドルしか削減されないと見積もっている。
- さらに、下院法案ではUSDAがSNAPプログラムを運営する方法に制約を加える提案が含まれており、これは下院および上院の民主党議員と一部の共和党議員からも反対されている。上院民主党は、いわゆる参照価格をわずかに引き上げ、インフレ抑制法に基づく気候関連規定を維持する提案をしている。
- これらの追加支出は、シューマー上院多数党院内総務（Senate Majority Leader Schumer）によって提供される新たな資金で賄われる予定である。この秋に妥協案が出てくるとすれば、それは上院法案に類似したものになると考えている。

6. 次期農業法の検討状況等

■ 次期農業法の検討状況に対する評価（米国有識者による分析（2024年11月時点））

● 審議状況（2024年11月時点）

- 現在の議会会期中に新たな農業法案を成立させるには十分な時間がないというのが、ワシントンにおける大方の見方である。このため、**現行の農業法案を1年間延長するための法案を通す交渉が進行中**である。一部の議員は、延長と併せて災害補助金を追加するべきと主張しているが、この点について議会内での合意は得られていない。

● 予算継続決議の期限

- **政府の資金提供を維持するための現在の予算継続決議（Continuing Resolution, CR）は、12月20日に期限を迎える。**下院議長ジョンソン氏は、CRを2025年3月まで延長するべきと主張している。これには、新たなトランプ政権および新しく選出された議会が包括的な予算合意を可決するという期待が込められており、その中で新大統領の支持する税制や歳出削減が含まれる可能性がある。

● 上院の農業法案の内容

- スタベナウ上院議員は、今年初めに概要を発表した農業法案の本文を公表した。この法案における大きな対立点は、増加する支出額と、その増加分の財源確保方法である。上院法案は、**すべての対象農産品の法定参照価格を5%引き上げる内容**である。一方、下院法案では、**参照価格を10%から20%引き上げる**としている。

● 予算影響の比較

- 下院法案では、農産品プログラムへの支出を10年間で433億ドル増加させると推定されている（議会予算局による）。一方、上院法案には正式な予算見積もりはないが、非公式な推計では、農産品関連条項の実現には200億ドルの追加費用が必要とされており、この額には作物保険補助金の増額および農産品参照価格の引き上げが含まれる。

6. 次期農業法の検討状況等

■ 次期農業法の検討状況（米国有識者による分析（2024年11月時点））

● 財源確保方法の対立

- 下院法案では、農業商品信用公社（Commodity Credit Corporation, CCC）の資金を臨時プログラム（例：中国との貿易戦争で損失を被った生産者への市場促進支払）に使用する権限を制限することで、今後10年間で36億ドルを節約できるとしている（議会予算局による試算）。下院農業委員会の共和党員は、この節約額はさらに大きいと考えている。一方、上院法案では、CCC資金の使用制限期間を5年間としている。

● 補足的栄養支援プログラム（SNAP）における分裂

- SNAPの給付額を設定するためのツールである節約食品計画（Thrifty Food Plan）を巡って、両院で意見が分かれている。下院法案では、節約食品計画をコスト中立に保つ方針を採用しており、これにより給付額は生活費の調整以外で増減しないこととなる。議会予算局の推計では、この条項により2025年から2034年の期間で356億ドルの直接支出が削減されるとしている。削減された資金は農業安全網の強化に充てられる予定である。上院法案では、下院法案の節約食品計画に関する条項に反対している。

● 農業コミュニティにおける参照価格引き上げの支持

- 農業コミュニティでは、参照価格を引き上げることに広範な支持が集まっている。これにより、価格損失補償プログラム（PLC）の支払いが大幅に増加するとともに、参照価格が地域保証の最低基準として使用される場合、農業リスク保証プログラム（ARC）における支払いも増加することになる。

● ARCおよびPLCプログラムの支払い計算方法の変更提案

- 一部の学者は最近、ARCおよびPLCプログラムの支払いを現行の「季節平均価格」に基づく方式から、「収穫期先物価格」に基づく方式に変更することを提案している。この提案の利点として、著者らは次の点を挙げている：支払いが収穫時に確定するため、生産者が季節平均価格が決定されるまでの最大1年間待つ必要がなくなる。しかし、この変更はコストが高かつき、追加の財源が必要になることがありうる。

6. 次期農業法の検討状況等

■ 2018年農業法の延長と災害救済パッケージの可決

- 2025年1月3日、米国議会は政府閉鎖を回避し、**1年間の農業法（Farm Bill）延長と災害救済パッケージを可決**。同措置により、2018年農業法の一部が延長され、農業生産者を含む災害救済などに総額307.8億ドルが割り当てられた。

図表：農業法延長と災害救済パッケージの概要

項目	内容
2018年農業法の延長	<ul style="list-style-type: none"> 2024年12月21日、American Relief Act of 2025 (P.L. 118-158) が成立し、政府閉鎖を回避するとともに、Farm Bill を2年連続で延長。これにより、多くのプログラムが 2025年9月30日まで 継続され、穀物関連プログラムは2025年作付年まで延長された。加えて農務省に 307.8億ドルの農業支援資金を割り当て。 ✓ 200億ドル：2023年・2024年の自然災害被害を受けた農家の支援 ✓ 100億ドル：2024年の作物に関連する経済損失を被る農家の支援
災害支援金 (Disaster Relief Payments)	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる災害には、干ばつ、山火事、ハリケーン、洪水、暴風、熱波、竜巻、冬の嵐、極寒（極渦含む）、煙害、過剰湿度などが含まれる。対象作物：牛乳、農場保管穀物、作付け不能作物、収穫後の汚染ワイン用ブドウ など。
経済支援金 (Economic Assistance Payments)	<ul style="list-style-type: none"> USDAは 90日以内（3月中旬） に農家へ支給する予定。対象作物：小麦、トウモロコシ、大豆、綿花、米、ピーナッツ、豆類（乾燥エンドウ、レンズ豆、ヒヨコマメ など）。支払いは 以下2つの基準のうち高い方が適用： <ul style="list-style-type: none"> ✓ 1. 26%：作物の推定損失額（生産コスト - 予想売上） ✓ 2. 8%：法定参照価格 × 全国平均支払い収量

出典： <https://www.calt.iastate.edu/blogpost/american-relief-act-2025-provides-ad-hoc-relief-farmers-while-extending-farm-bill>

6. 次期農業法の検討状況等

■ 次期農業法成立に向けた状況・課題等

- 次期農業法では作物プログラムの拡充が論点となっているが、財源の確保で難航する可能性が指摘されている。また、財源確保の手段として栄養プログラム（SNAP）の削減もありうるため、予算のバランスの確保が課題となっている。**農業法の成立時期は2025年末との見込みが聞かれた。**

項目	内容
次期農業法成立に向けた課題	<p>【有識者】</p> <ul style="list-style-type: none">次期農業法の成立は、SNAPの削減と財政調整にかかっている。共和党はSNAPの削減を推進し、その財源を農業補助金に回す意向だが、財政保守派はその削減分を赤字削減に充てるべきと主張しており、党内でも意見が割れている。農業法の成立は2025年末となる可能性もある。 <p>【一般生産者団体】</p> <ul style="list-style-type: none">2018年農業法は当時の状況に適していたが、インフレや金利上昇、パンデミックの影響により、現在の市場環境に適合していない。AFBFは、基準価格の引き上げ、および保全プログラムへの資金配分の増額を支持。IRAの未使用資金を農業法の基盤予算に組み込むべき という意見が強いが、共和党はIRAの資金を農業法ではなく、自党の優先政策に回す可能性がある。 <p>【議会関係者（下院）】</p> <ul style="list-style-type: none">2024年に下院農業委員会で可決された農業法案は超党派の支持を得たが下、院院本会議では審議されなかった。2025年の議会では、上院農業委員会のリーダーシップが変わり、よりスムーズに審議が進むことが期待されている。作物プログラムの基準価格の引き上げが大きな争点であり、農家団体の要望が強い。財政制約が大きく、農業支援のための新たな財源確保が難しいため、SNAPの削減が議論の焦点となる。 <p>【議会関係者（上院）】</p> <ul style="list-style-type: none">2024年11月に提出された上院版の農業法案は、基準価格の引き上げを提案しているが、最終的な議論の基盤となるかは不透明。2018年農業法の評価では、農家の収益安定に貢献したが、インフレや生産コストの上昇に対応できていないという声が多い。保全プログラム（EQIP、CSP）へのIRA資金の統合が課題となっており、共和党はIRAの予算を農業法の基盤予算に組み込むことを検討しているが、民主党との対立が残る。

7. 農業法以外の関係プログラムの実施状況

7. 農業法以外の関係プログラムの実施状況

■ 気候スマートな農産物パートナーシップ（概要）

- 農務省は、2022年2月に「気候スマート型農産物パートナーシップ（Partnerships for climate-smart commodities）：PCSC」プログラムの詳細を発表した。
- PCSCを通じて、農務省は1～5年間のパイロットプロジェクトを実施し、気候スマート型農産物の生産とマーケティングを支援するためのパートナーシップに資金を提供している。
- 2022年9月14日、ヴィルサック農務長官は、気候スマート型農産物プログラムの資金提供の第1弾として、70件のプロジェクトに最大28億ドルを投資することを発表した。その後、2022年12月12日には、第2弾として71件の追加プロジェクトに3億2500万ドルを投資することが発表された。

耕作地で生産者が自主的に気候スマート型生産手法を導入するための支援

温室効果ガス削減効果の定量化、監視、報告および検証における革新的かつ費用対効果の高い方法の試験

市場の開拓および気候スマート型農産物の販促活動の実施

期待効果

- ①農業および林業全体にわたり、伝統的なトウモロコシから園芸作物（specialty crop）に至るまで、農家や牧場主に対し何百もの**市場拡大や収益源を提供**する。
- ②6万以上の農場、2500万エーカー以上の作業用農地において、カバークロープ、耕起最小化、栄養管理、牧草地および森林管理などの**気候スマート型生産手法が導入**される。
- ③プロジェクトの実施期間中に**6,000万トン以上の二酸化炭素相当量を隔離**する。これは、ガソリン車1200万台を1年間道路から排除するのに相当する削減量である。

7. 農業法以外の関係プログラムの実施状況

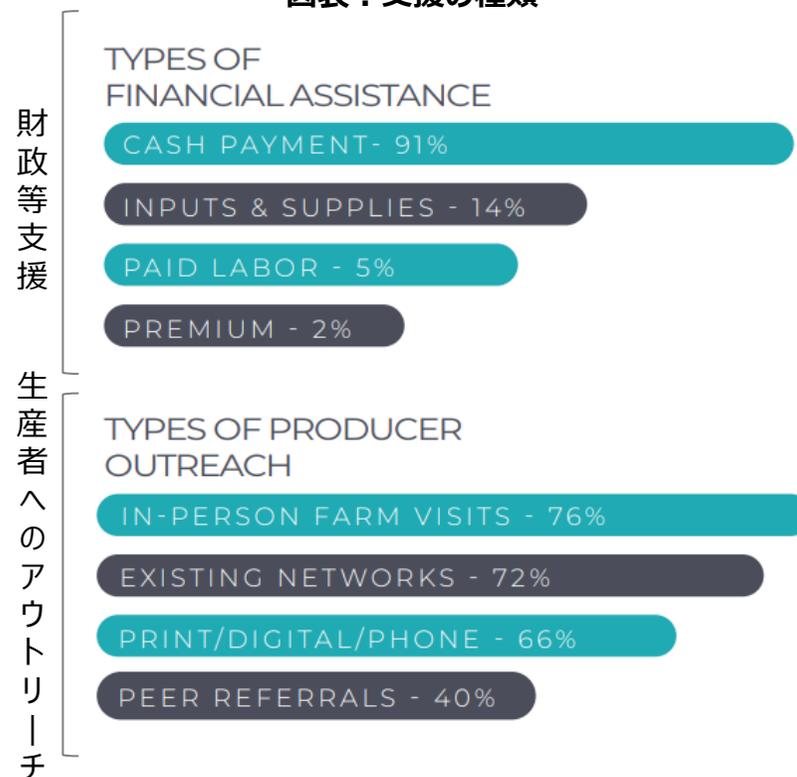
■ 気候スマートな農産品パートナーシップ（概要）

- PCSCの支援対象はカバークロップや造林など多岐にわたる
- 支援の種類は財政支援や生産者へのアウトリーチ（農場訪問指導等）などが存在

● 支援対象の例

- カバークロップ（被覆作物）
- 低耕起または不耕起農法
- 栄養管理
- 効率強化肥料
- 糞尿管理
- 腸内発酵排出削減のための飼料管理
- バッファー（緩衝帯）、湿地および草地管理、作業用農地への植樹
- アグロフォレストリーおよび作業用農地における造林
- 造林/再造林および持続可能な森林管理
- 高炭素隔離率を達成するための植樹
- 森林土壌の質の維持および改善
- 森林スタンド管理を通じた現地炭素貯留の増加
- 水田での交互湿潤乾燥法
- 気候スマート型放牧手法（例：計画放牧やマメ科植物の間作）
- バイオチャーなどの土壌改良材

図表：支援の種類



7. 農業法以外の関係プログラムの実施状況

■ 気候スマートな農産品パートナーシップ（実施状況）

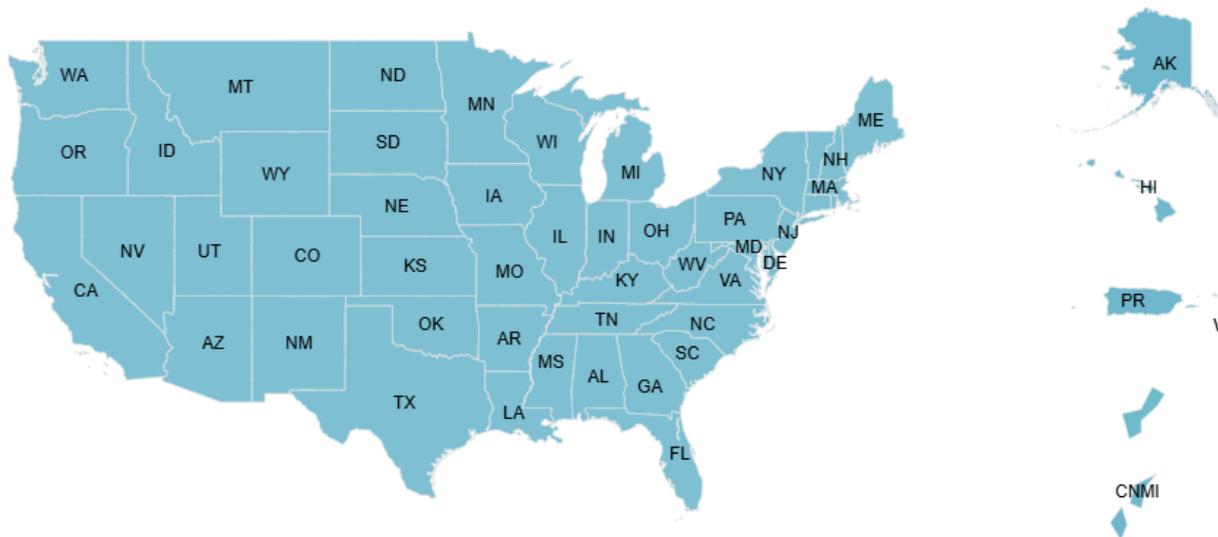
- 2025年2月時点で135プロジェクトが採択され実施中
- プロジェクトでは102の作物等が対象とされており、30.5億ドルを支出している

※ヒアリングにてトランプ政権へ交代後資金凍結との情報が確認された

図表：PCSCの実施状況



Click on a state to filter the map or use drop-down menu. (すべて) To reset filters, click the Reset View button on the toolbar.



*Total funding for all projects that potentially impact this area, commodity(ies), practice(s) and project(s) as filtered.

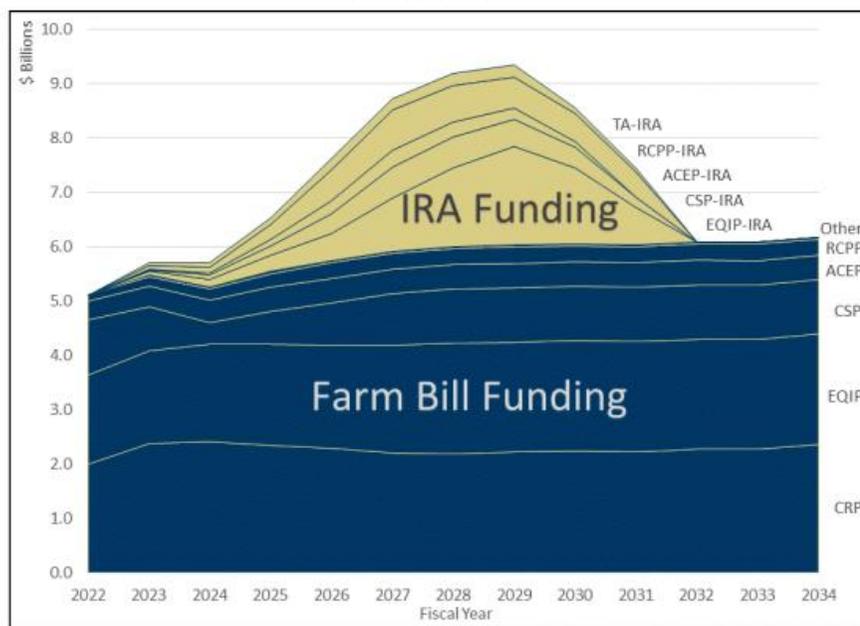
出典： https://publicdashboards.dl.usda.gov/t/FPAC_PUB/views/PartnershipsForClimate-SmartCommodities/Overview?%3Aembed=y&%3AisGuestRedirectFromVizportal=y&%3Atoolbar=top

7. 農業法以外の関係プログラムの実施状況

■ インフレ抑制法 (IRA)

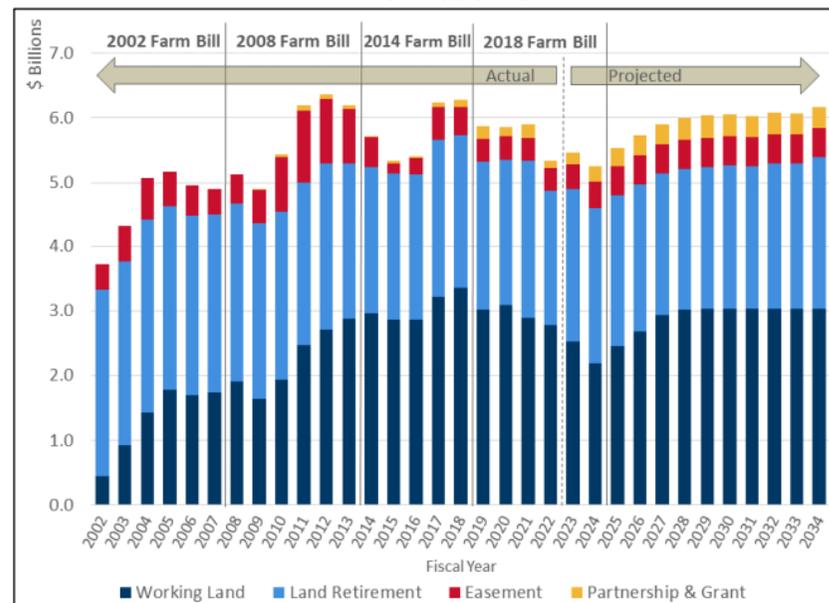
- IRAは、保全プログラム (EQIP、CSP、ACEP、RCPP) に対して、追加で170億ドルを拠出している。この追加資金は、土壌炭素の改善、窒素損失の削減、農業生産に伴う温室効果ガス排出の削減・捕捉・回避・隔離といった、気候変動に関連する保全活動を対象としている。

図表：IRAによる追加支出 (2022~2034)
(10億ドル)



Source: CRS, using CBO, "CBO's February 2024 Baseline from Farm Programs," February 2024.

図表：IRAによる追加支出を含まないベースライン (2022~2034)
(10億ドル)



Sources: CRS, using Congressional Budget Office (CBO) baseline data, FY2003-FY2024; and Office of Management and Budget, Table 10.1—Gross Domestic Product [GDP] and Deflators Used in the Historical Tables: 1940-2029, March 2024.

7. 農業法以外の関係プログラムの実施状況

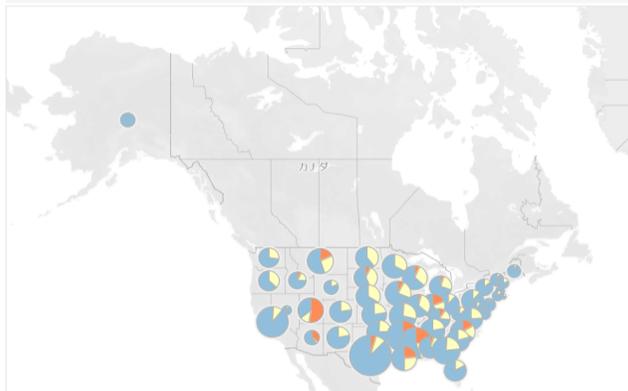
■ インフレ抑制法（IRA）実施状況

- IRAによる保全プログラムへの追加支出は、2024年度は17.9億ドル、2023年度は3.9億ドル支出されている。
- 支出の内訳は2024年度はEQIPが72.2%と最も多く、2023年度はCSPが43.7%となっている。

図表：支出状況（2024年度）（ドル）

# of Contracts	Total Obligation*	Acres Contracted
23,498	\$1,795,224,982	11,815,799

Obligation by State and Program

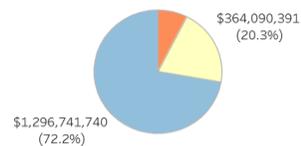


Obligation vs Allocation

98.57%

Obligated: \$1,795,224,982
Allocated: \$1,821,356,939

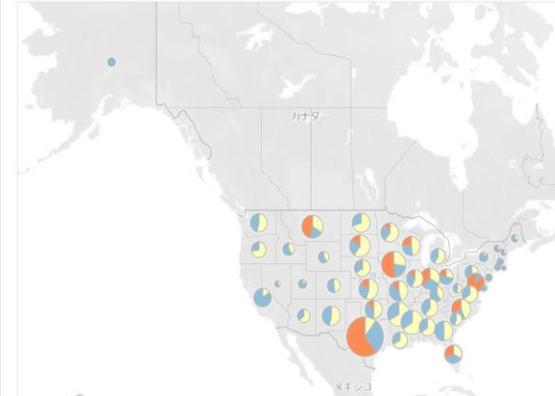
Total Obligations by Program*



図表：支出状況（2023年度）（ドル）

# of Contracts	Total Obligation	Acres Contracted
5,287	\$391,226,608	4,133,472

Obligation by State and Program

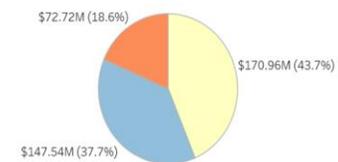


Obligation vs Allocation

99.91%

Obligated: \$391,226,608
Allocated: \$391,579,489

Total Obligations by Program



7. 農業法以外の関係プログラムの実施状況

■ PCSCの実施状況と課題

- PCSCはCCCの権限にて行政府の裁量で予算を支出したが、これについて議会の関与がなかったことへの批判的評価が聞かれた。また、PCSCの実施には展開が遅かったとの評価も確認された。このほか、**トランプ政権では廃止の可能性が高いとの指摘が複数のヒアリング対象から確認された。**

項目	内容
PCSC の評価	【行政府】 <ul style="list-style-type: none">PCSCは、気候変動に配慮した農業を促進し、その市場価値を高めることを目的としている。NRCSの保全プラクティスや科学的データを活用しながらも、独自の柔軟なアプローチを採用しており、最近になりNRCSとの関与が増えている。PCSCの進展においては、気候変動対応型農業の市場価値を認知させることが重要視されている。一方で、プロジェクトベースで運営されているため、地域ごとに異なる取り組みが行われ、全国的な統一適用が難しいという課題がある。さらに、資金投入後の効果測定方法の確立も求められている。NRCSは全国統一の基準を持ち、どの地域でも同じ保全支援を提供するのに対し、PCSCは地域ごとに柔軟な手法で気候変動対策を実施する点が異なる。PCSCの限界としては、成功事例を他地域へ適用することが難しく、全国規模の統一アプローチが困難である点が挙げられる。PCSCは農業の気候変動対策として注目されているが、成果測定や適用可能性の向上が課題である。NRCSはPCSCを支援しつつ、全国統一の保全プラクティスを提供する役割を担う。今後の政策においては、より効果的な測定方法と適用範囲の拡大が求められる。
	【一般生産者団体】 <ul style="list-style-type: none">PCSCは展開が遅く、政府主導のトップダウン方式であることが批判されている。特に、トランプ政権下では法的根拠がないため、廃止の可能性が高い。現存する契約は履行される可能性があるが、新たな資金供給は見込めない。
	【議会関係者（下院）】 <ul style="list-style-type: none">農務省のCCC予算を活用しており、農業法とは無関係。トランプ政権の連邦助成金凍結の影響で、現在のステータスは不明。民間企業（Cargillなど）と協力して運営されていた。
	【議会関係者（上院）】 <ul style="list-style-type: none">議会の関与なしに設立され、資金配分の不透明性や実施の遅れが問題視されている。トランプ政権では新規予算は見込めない。

出典：ヒアリング結果より富士通総研にて整理

8. 米国のバイオテクノロジーの動向

8. 米国のバイオテクノロジーの動向

■ バイデン政権におけるバイオテクノロジーに係る動向

- バイデン**大統領令14081**（2022年9月12日）「持続可能で、安全かつ安心な米国バイオ経済に向けたバイオテクノロジー・イノベーション及びバイオマニュファクチャリングイノベーションの推進」に基づき、具体的な目標が示される。
- 大統領令14081 に対応する形で、環境保護庁（EPA）、食品医薬品局（FDA）、農務省（USDA）が**バイオテクノロジーに関する共同規制計画**を策定。
- **バイオセキュア法案**が2024年9月9日に下院で採択され上院での審議待ちの状況。農業分野への直接的な規制は含まれない見通したが、農業のバイオセキュリティと食料安全保障に大きく関わる可能性がある。

【大統領令14081に示された政策“国家バイオテクノロジー及びバイオ製造イニシアチブ”】

- a. バイオテクノロジー及びバイオ製造の主要な研究開発分野への連邦政府の投資の強化
- b. 生物学のデータエコシステムの育成
- c. バイオ製造の生産能力の改善・拡大と実用化の加速
- d. 持続可能なバイオマス生産の促進、農業生産者・森林所有者へのインセンティブの創出
- e. バイオエネルギー・バイオベース製品・サービスの市場拡大
- f. 多様な人材育成
- g. 規制の明確化、合理化
- h. バイオセーフティとバイオセキュリティの強化のための投資
- i. バイオエコノミーの評価基準の確立、倫理的発展の確保
- j. バイオエコノミーの保護とリスク軽減
- k. 国際協力の強化

（出典） <https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/15/2022-20167/advancing-biotechnology-and-biomanufacturing-innovation-for-a-sustainable-safe-and-secure-american>

8. 米国のバイオテクノロジーの動向

農務省・食品医薬品局・環境保護庁のバイオテックに関する補助金・規制の方向性

【バイオテックに関する規制等の方向性】

● **Bold Goals for U.S. Biotechnology and Biomanufacturing**を公表（2023年3月22日）

- バイデン大統領令14081（2022年9月12日）「持続可能で、安全かつ安心な米国バイオ経済に向けたバイオテクノロジー・イノベーション及びバイオマニュファクチャリングイノベーションの推進」に基づき、米国のバイオテクノロジーとバイオ製造の分野を推進するための具体的な目標を示し、持続可能で安全なバイオ経済を支えるための研究開発のニーズ（気候変動への対応、食料と農業の革新、バイオ製造のサプライチェーンの回復力強化、健康増進、微生物ゲノム解析による横断的な技術進展）を明確化する。

● **バイオテクノロジーに関する共同規制計画**を公表（2024年5月8日）

- 大統領令14081に対応する形で、環境保護庁（EPA）、食品医薬品局（FDA）、農務省（USDA）が共同規制計画を策定。
- バイオテクノロジー規制制度に対する国民の信頼を確保し、その透明性・予測可能性・調整・効率性を向上させる、大統領令の目標達成を支援するもので、1986年のバイオテクノロジー規制のための調整枠組みの確立、2017年の更新に続き、バイオテクノロジー製品に関する規制及び監視方法の更新、合理化、及び明確化する必要のあるガイダンスや規制の特定、新しいガイダンスや規制の潜在的なニーズの特定等、規制改革を実施するためのプロセスとタイムラインが組み込まれている。

8. 米国のバイオテクノロジーの動向

農務省・食品医薬品局・環境保護庁のバイオテックに関する補助金・規制の方向性

【バイオテックに関する規制等の方向性】

● バイオセキュア法案の起草（2023年12月～）

- 最終的な法案内容及び成立時期は未決定であるが、医薬品製造における知的財産及びゲノムデータの保護、米国民の健康や遺伝情報などのバイオセキュリティ強化による国家安全保障の確保を目的とし、主に中国の企業活動への資金提供や契約を制限する内容となる見通し。2024年9月9日に下院で採択され上院での審議待ちの状況。
- 農業分野への直接的な規制は含まれない見通しだが、農業のバイオセキュリティと食料安全保障に大きく関わる可能性がある。

● 2020年5月改訂のバイオテクノロジー規制を無効化（2024年12月19日～）

- カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所は、2024年12月2日に「2020年5月に改訂した農務省のバイオテクノロジー規制は違法であり、無効にする」と判断した。これを受け、農務省動物植物検疫局（APHIS）は、12月19日に、2020年5月の改定前の7CFR part340に基づいた規制プロセスを再開することを公表。なお、既に承認した作物の認可は取り消されない。
- 2020年5月改訂の農務省のバイオテクノロジー規制では、これまでの規制経験に基づき審査の範囲を限定したため、商業栽培に向けた時間と費用の負担を軽減していた。施行開始（2021年11月）から2024年10月29日時点で、69件のバイオテクノロジー作物が承認されている。認可を受けた者は大手バイオテクノロジーメーカーだけでなく、中規模メーカーやスタートアップ企業が含まれている。

（出典） <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2023/03/Bold-Goals-for-U.S.-Biotechnology-and-Biomanufacturing-Harnessing-Research-and-Development-To-Further-Societal-Goals-FINAL.pdf> <https://usbiotechnologyregulation.mrp.usda.gov/eo14081-section8c-plan-reg-reform.pdf>
<https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/15/2022-20167/advancing-biotechnology-and-biomanufacturing-innovation-for-a-sustainable-safe-and-secure-american#page-> <https://www.aphis.usda.gov/news/program-update/aphis-restarts-permitting-am-i-regulated-processes-products-biotechnology>

8. 米国のバイオテクノロジーの動向

農務省・食品医薬品局・環境保護庁のバイオテックに関する補助金・規制の方向性

【バイオテックに関する組織と役割】

機関1	機関2	バイオテックに係る主な役割
農務省 (USD A)	動物植物検疫局 (APHIS)	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝子組み換え植物（GMO）の規制を主に担当し、GMOの商品化前に、リスク評価（作物特性、栽培法等）を実施し、承認を行う。
	食品安全検査局（FSIS）	<ul style="list-style-type: none"> 細胞培養肉や遺伝子組み換え動物の流通段階における食品安全性の評価を実施し、承認を行う。
	農業研究局（ARS）	<ul style="list-style-type: none"> 植物、動物、微生物の遺伝子操作、ゲノム編集、遺伝子発現等の研究を行い、品種改良等のバイオテクノロジーを利用した持続可能な農業技術の開発を行う。また、これらの技術移転、応用研究への支援等を実施する。 バイオテクノロジー技術が及ぼす影響に関するリスク評価の研究を実施する。
食品医薬品局 (FDA)	食品安全センター (CFSAN)	<ul style="list-style-type: none"> 主に食品安全センターにおいて、遺伝子組み換え（GMO）食品の安全性評価（健康、環境影響等）を実施し、承認を行う。
	動物用医薬品審査センター（CVM）	<ul style="list-style-type: none"> 動物用医薬品や飼料添加物の安全性と有効性の評価を実施し、承認する。また、動物から生産する食品の安全性の評価を実施し、承認を行う。
	医薬品評価研究センター（CDER）、生物製剤評価研究センター（CBER）	<ul style="list-style-type: none"> バイオテクノロジー関連医薬品の規制に関する法律やガイドラインを策定、執行し、産業の発展の促進、消費者の安全の確保を図る。
環境保護庁 (EPA)	生物農薬登録室（OPP）	<ul style="list-style-type: none"> 連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法をもとに、遺伝子組み換え植物内で生産される農薬成分（PIPs）の規制を担当し、商品化前に、リスク評価（環境に及ぼす潜在的な影響）を実施し、承認を行う。
	環境モニタリング局（OEMS）、執行・補償局（OECA）	<ul style="list-style-type: none"> 承認された遺伝子組み換え植物が環境に及ぼす影響をモニタリングし、必要に応じて規制を調整する。

8. 米国のバイオテクノロジーの動向

農務省・食品医薬品局・環境保護庁のバイオテックに関する補助金・規制の方向性

【バイオテックに関する主な補助金】

プログラム名	資金提供機関		補助対象
Agriculture and Food Research Initiative (AFRI)	農務省 (USDA)	National Institute of Food and Agriculture (NIFA)	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝子編集、ゲノム編集、遺伝子組換え作物、精密農業、持続可能な農業技術などの研究
Partnership for Climate-Smart Commodities Program (PCSC)	農務省 (USDA)	Farm Production and Conservation (FPAC) mission area	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動への対応を促進するための温室効果ガス削減、炭素隔離、持続可能な土地利用などの応用研究及び普及活動
Broad Agency Announcement (BAA)	食品医薬品局 (FDA)	Office of Acquisitions and Grants Services (OAGS)	<ul style="list-style-type: none"> バイオセンサー、ゲノム解析等の食品安全に関連する新技術、遺伝子組み換え技術や培養肉などの革新食品の評価技術などの研究開発
Innovative Food Defense Program (IFDP)	食品医薬品局 (FDA)	Office of Regulatory Affairs (ORA)	<ul style="list-style-type: none"> 食品サプライチェーンの安全性向上に貢献する技術やツールなどの研究・開発・普及
Science to Achieve Results (STAR) Grants	環境保護庁 (EPA)	Office of Research and Development (ORD)	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動、廃棄物管理、水質等の幅広い環境問題を対象に科学的根拠を提供するための基礎研究・応用研究・データ分析
Climate Change Research Grants	環境保護庁 (EPA)	Office of Research and Development (ORD)	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動が人の健康や環境に与える影響、緩和策、適応策に関する科学的理解を深めるための基礎研究、応用研究、モニタリング研究

8. 米国のバイオテクノロジーの動向

米国農業に係る事業者の動向

■ 米国農業に係る事業者の動向

- **持続可能性の向上**や**効率性の向上**、**食料安全保障への課題への取組**を目的として、バイオテクノロジーを活用した技術・製品・サービスを生産現場で活用している。
- AI、IoT、リモートセンシングなどの技術を活用した**精密農業**と、バイオテクノロジー技術を統合し、収量予測精度の向上や資源利用の最適化、環境への負荷軽減に寄与し、土壌の健全性を回復し、持続可能な農業の取組を促進する**再生農業を支援する製品・サービスが提供**されている。
- 製品・サービスの研究・開発・提供事業者は、バイオテクノロジーの利活用に際し、安全性を確保するための規制の合理化を政府に求めると共に、開発技術の試験、実証、安全性や品質確保のための**独自基準の作成**等を行っている。

【個別企業の取り組み例】

企業名	概要
Indigo Ag	•微生物種子処理技術とデジタル技術を用いて作物の収量と持続可能性を向上させる技術を開発・販売
AgBiome	•天然の微生物を用いた微生物プラットフォーム（植物微生物叢）を活用することで、石油化学ベースの原料への依存を低減する製品を開発・販売
Corteva Agriscience	•独自の基準を満たした種子処理技術により天然由来の生物学的殺菌剤・殺虫剤、摂取剤を添加することで、植物の遺伝的潜在能力を最大限に引き出し、高い収量に繋げる製品を開発・販売
Biome Makers	•土壌試料の微生物DNAを解析し、土壌の健康と作物生産性の改善を目指す土壌改良法等、データ駆動型の営農アドバイスを提供
Pairwise	•CRISPR技術（ゲノム編集を実現するためのツール）を用いた遺伝子編集技術を活用した植物特性の開発・販売
Recombinetics	•ゲノム編集技術を用いた角の生えない牛（ホルスタイン種）の開発・販売

8. 米国のバイオテクノロジーの動向

事例1. Indigo Ag (1) 概要

微生物技術とデジタルツールを駆使した持続可能な農業の促進、農業の収益構造の改善

【組織概要】

設立	2013年
本社所在地	米国マサチューセッツ州ボストン
事業目的	微生物技術とデジタルツールを駆使した持続可能な農業の促進、農業の収益構造の改善、気候変動の緩和
事業内容	種子・作物への微生物技術適用製品販売、炭素クレジットプラットフォームサービス提供、デジタル農業プラットフォームサービス提供、オンライン穀物市場提供（生産者-バイヤー）
事業実績	微生物技術適用製品：5作物4ストレス対応26製品、農業炭素プログラム：700万エーカー以上
事業者URL	https://www.indigoag.com/

【種子・作物への微生物技術適用の概要】

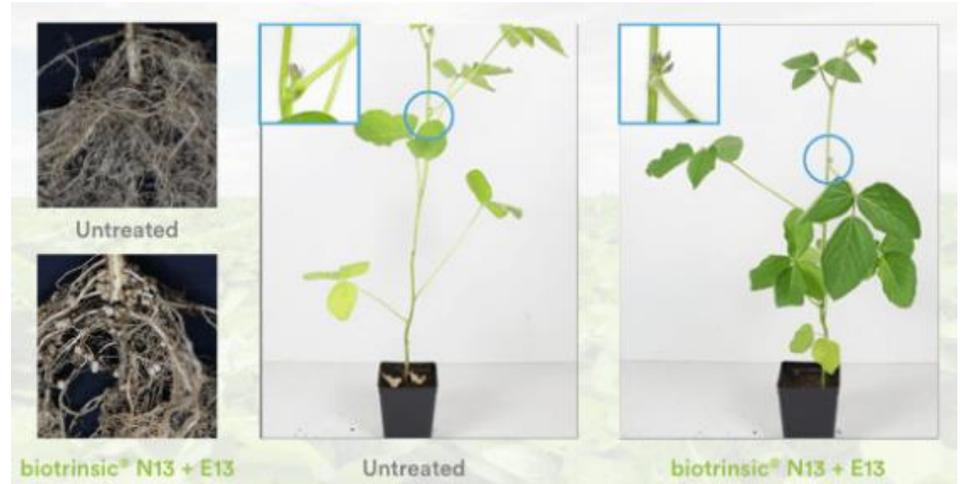
- 数百から数千種の細菌・真菌等の微生物から、特定の作物や環境条件に適した微生物を機械学習や遺伝子解析、ビッグデータ等の先進技術を活用して分析・選定し、種子の表面や作物に適用することで、化学肥料や農薬の使用量を抑える、干ばつや塩害等の環境ストレスから作物を守る。農地で得られたデータを基に、最適な微生物の組み合わせをリアルタイムで提案し、収穫量の増加やコストの削減、環境負荷の軽減を実現する。

8. 米国のバイオテクノロジーの動向

事例1. Indigo Ag (2) 導入事例①

【導入事例】

適用作物	目的	適用技術	効果
トウモロコシ	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥や栄養不足への耐性強化 植物寄生性線虫の被害抑制 収穫量の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 根に付着し、乾燥時の水分吸収と保持を助ける微生物 植物寄生性線虫の生殖ライフサイクルを阻害するジオスミンを生成する微生物 窒素固定を促進する微生物 	<ul style="list-style-type: none"> 約10~15%の収穫量増加 窒素肥料の施肥量の削減
大豆	<ul style="list-style-type: none"> 窒素固定能力の向上 収穫量の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 大豆が根に持つ窒素固定菌の窒素固定プロセスを強化する微生物 病原菌の繁殖を抑える菌 	<ul style="list-style-type: none"> 土壌窒素レベルが低い土地での約20%の収穫量増加 農薬使用量の削減



上図：トウモロコシの技術適用結果（各画像右が技術適用）

右図：大豆の技術適用結果（左下・右画像が技術適用）

出典：事業者URL

8. 米国のバイオテクノロジーの動向

事例1. Indigo Ag (2) 導入事例②

【導入事例】

適用作物	目的	適用技術	効果
小麦	<ul style="list-style-type: none"> 根の成長促進 乾燥や温度変化への耐性強化 	<ul style="list-style-type: none"> 根の成長を促進する酵素を生成し、水分や栄養素の吸収効率を向上させる微生物 根の周りに保水性を高めるバリアを作る菌 	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥地帯で15%以上の収穫量増加
綿花	<ul style="list-style-type: none"> 塩害への耐性強化 病原菌への抵抗力強化 	<ul style="list-style-type: none"> 根からの塩分の吸収を抑制する微生物 根腐れ病などの病原菌の影響を抑える菌 	<ul style="list-style-type: none"> 塩害懸念地域で25%の収穫量増加 農薬使用量の削減



左図：小麦の技術適用結果（画像右が技術適用）

右図：綿花の技術適用結果（各画像右が技術適用）

出典：事業者URL

8. 米国のバイオテクノロジーの動向

事例2. AgBiome (1) 概要

微生物プラットフォームを活用した持続可能なソリューションの提供

【組織概要】

設立	2012年
本社所在地	米国ノースカロライナ州リサーチ・トライアングル・パーク
事業目的	微生物プラットフォーム活用による合成及び石油化学ベースの原料への依存低減
事業内容	微生物技術適用製品開発・販売
事業実績	微生物技術適用殺菌剤3製品（うち2つのEPA（環境保護庁）登録製品でCertified B Corporationに認定）
事業者URL	https://agbiome.com

【微生物技術適用殺菌剤の概要】

- 遺伝子・株識別システム（GENESIS）により、多様でユニークな微生物コレクションを効率的に収集・選別し、持続可能な方法で調達した原料を用いて、天然の微生物から製品を開発する。植物微生物叢の力を利用し、病気の長期的な予防を広範にもたらず殺菌剤は、播種・定植前から収穫時まで、作物生産のあらゆる段階で使用が可能であり、土壌混合、灌注、点滴、空中散布等で使用できる。

8. 米国のバイオテクノロジーの動向

事例2. AgBiome (2) 製品例

【製品例】

	目的	適用作物	適用対象	有効成分
Howler EVO 殺菌剤	<ul style="list-style-type: none"> 広範囲かつ長期的な病気の予防 真菌の増殖を抑制し、作物に必要な栄養素を保護する 病原体が生存するために必要な鉄を奪い活動を阻止する 作物の抵抗メカニズムを誘導し、免疫力を高める 	<ul style="list-style-type: none"> ベリー ウリ科 ブドウ 梨果実 核果 木の実 根菜類、塊茎 葉野菜 柑橘類 	<ul style="list-style-type: none"> 黒斑病 べと病 疫病 南部枯れ病 サビ病 フリザリウム萎凋病・根腐れ病 スキャブ病 ブドウ黒腐病・腐敗病 細菌性疾患 等 	シュードモナス・クロロラフィス株 AFS009
Theia 殺菌剤	<ul style="list-style-type: none"> Howler EVO 殺菌剤の補完剤 真菌や細菌の病原体の活動を阻止する 作物の自然防除機構を活性化する 	<ul style="list-style-type: none"> ベリー ウリ科 ブドウ 梨果実 核果 コール類 果菜類 ホップ 	<ul style="list-style-type: none"> 黒斑病 うどんこ病 粘菌茎枯れ病 フリザリウム萎凋病・根腐れ病 火傷病 ピシウム病 白絹病 細菌性疾患 等 	枯草株菌 AFS032321

8. 米国のバイオテクノロジーの動向

事例3. Corteva Agriscience (1) 概要

食料源の保護・保全、農業コミュニティの繁栄支援

【組織概要】

設立	2018年（ダウ、デュポン（パイオニア）の合併・分社化会社、2019年独立）
本社所在地	米国インディアナ州インディアナポリス
事業目的	生産者と消費者の生活を豊かにし、将来の世代の進歩を確実にする
事業内容	種子製造・販売、農薬・生物製剤の製造・販売、農業・食品バリューチェーンに係る情報提供
事業実績	世界140か国以上で事業を展開し、150以上の研究開発施設を保有、65以上の有効成分を持つ製品群を開発 全米安全評議会（NSC）キャンベル研究所2024ロバートW.キャンベル賞（環境・健康・安全管理における最高表彰の1つ）を受賞
事業者URL	https://www.corteva.com https://www.corteva.us/

【種子処理技術の概要】

- 安全性と有効性に関する厳格な基準を満たした種子処理技術により、農家が作物生産に使用する投入物（殺菌剤、殺虫剤、線虫駆除剤、生物剤）の量を低減し、農作物保護のアプローチをよりの確に行うことで、より多くの収穫を得られることを実現する。種子処理剤には、天然物質由来の生物学的殺菌剤や生物学的殺虫剤、生物学的摂取剤が含まれており、植物の発育初期における遺伝的潜在能力を最大限に発揮することを支援し、より良く、より早く発芽し、より強く、より均一な植物群落を実現し、高い収量に繋げることができる。

8. 米国のバイオテクノロジーの動向

事例3. Corteva Agriscience (2) 導入事例

【導入事例】

適用作物	目的	適用技術	効果
大豆	<ul style="list-style-type: none"> 早期植え付け、早期発芽 病害虫発生抑止 早期植え付けによる収量増加 	<ul style="list-style-type: none"> 畑の状態に応じた種子処理成分（殺菌剤、のカスタマイズ適用 	<ul style="list-style-type: none"> 平均6ブッシェル/エーカーの収量増
大豆（ブラジル）	<ul style="list-style-type: none"> 病害虫発生抑止 収穫量の増加 	<ul style="list-style-type: none"> コナジラミ、ベルベットビーン毛虫、ヨウトウムシの駆除のため、Dermacor殺虫剤種子処理を適用 生物学的バリアを形成し、最大80日間、有害線虫から根を守るLumialza殺線虫種子処理を適用 土壌環境における病圧から若い作物を守るため、RanconaT殺菌剤種子処理を適用 	<ul style="list-style-type: none"> 噴霧散布製品と比較し、土壌表面の曝露を99.5%削減する



左図：種子処理を施した作物種子

- 規定により、播種専用であることを示すため、自然色とは異なる色とする必要がある
- 鮮やかで均一な色は、種子処理がむらなく実施された証しである

右図：Corteva Agriscienceの種子処理品質基準を満たすブラジルの大豆種子増殖業者の認証章

- 認証章取得要件
 - Corteva指定の施用機器、手順により、Corteva社製剤を処理し、処理済み種子の品質確認を行う
 - 年次現場トレーニング受ける
 - 品質管理サンプルを定期的にCortevaに提出する

出典：事業者URL



8. 米国のバイオテクノロジーの動向

事例4. Biome Makers (1) 概要

持続可能な農業の未来を支える土壌の健全性回復

【組織概要】

設立	2015年
本社所在地	カリフォルニア州シリコンバレー
事業目的	土壌の健全性を回復し、世界の農業の持続可能性を高めること
事業内容	土壌解析、土壌診断ツール提供、コンサルティングサービス
事業実績	2,400万種以上の微生物データベースを運用、1,500人以上の登録アドバイザーにより、56か国以上200種以上の作物を分析し、100万エーカー以上の農地を支援 45か国で218の土壌の健全性回復プロジェクトを支援中
事業者URL	https://biomemakers.com/

【技術の概要】

- 「BeCrop」技術を使用し、土壌の微生物DNAを解析し、土壌の健康状態を評価することで、土壌の微生物多様性を理解し、適切な土壌改良方法を提案する。
- 機械学習を活用して、データ駆動型の営農アドバイスを提供することで、営農者による最適な施肥や作物管理の方法選択を支援する。
- 土壌の水分量を適切に管理したり、堆肥や腐葉土などの多様な有機資材を土壌に加えることで、微生物の活動を活性化し、土壌の構造を改善することで、保水性と排水性のバランスが整い、植物の根が伸びやすい土壌環境を作り、病害虫に対する抵抗力を高める。

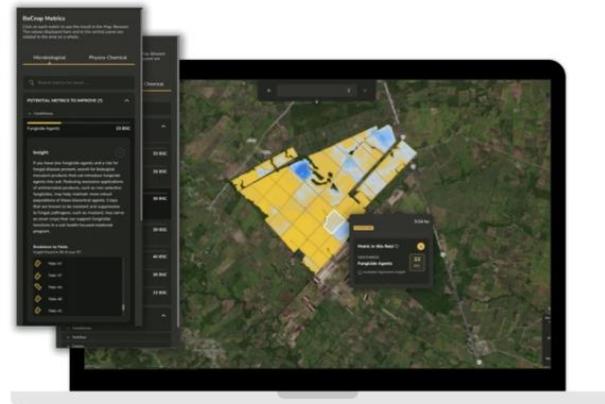
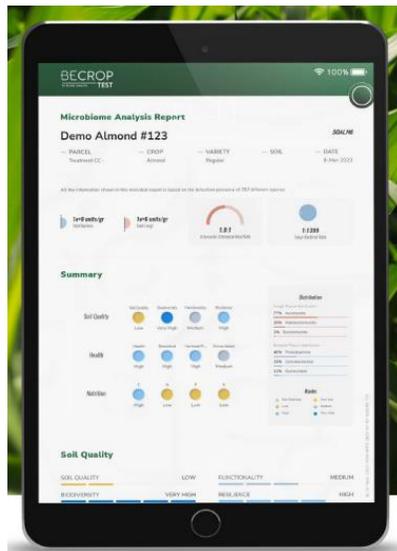
8. 米国のバイオテクノロジーの動向

事例4. Biome Makers (2) 導入事例

【導入事例】

適用作物	目的	適用技術	効果
トウモロコシ	<ul style="list-style-type: none"> • 土壌の健康状態の改善 • 効果的な施肥 	<ul style="list-style-type: none"> • BeCrop技術を活用した土壌の健康状態モニタリングによる改善施策提案 	<ul style="list-style-type: none"> • 収益10%増加 • 窒素投入量20%削減
ブドウ	<ul style="list-style-type: none"> • 施肥計画の最適化 • 病害虫発生リスクの低減 	<ul style="list-style-type: none"> • BeCrop技術を活用した土壌の微生物多様性解析 	<ul style="list-style-type: none"> • 投入価格540 \$ /エーカー削減 • ROI170%上昇
ピーマン	<ul style="list-style-type: none"> • 土壌の栄養改善 	<ul style="list-style-type: none"> • BeCrop技術を活用した土壌の健康状態モニタリングによる投入計画提案 	<ul style="list-style-type: none"> • 製品販売のROI6倍

左図：BeCrop技術による土壌診断結果サマリー画面
 中図：診断マップ・フィールドレポート画面
 右図：土壌サンプル採取の様子
 出典：事業者URL



8. 米国のバイオテクノロジーの動向

事例5. Pairwise (1) 概要

より良い野菜と果物を通じて、より健康的な世界を構築する

【組織概要】

設立	2017年
本社所在地	米国ノースカロライナ州ダラム
事業目的	CRISPR技術（ゲノム編集を実現するためのツール）と遺伝子編集技術の食品と農業への応用
事業内容	CRISPR技術を用いた作物開発・販売、消費者向け機能性特化食品「Conscious Foods」の開発・販売
事業実績	16種の作物遺伝子編集実証、3種（トウモロコシ、大豆、カラシ菜）の遺伝子編集作物フィールド試験完了。2023年サラダ用カラシ菜の市場投入、種無しベリー・チェリーの開発・販売、低身長トウモロコシの開発（バイエル社協同）、トウモロコシ・大豆・小麦・綿花・カノーラの生産性向上
事業者URL	https://www.pairwise.com

【技術の概要】

- 独自のCRISPR(Clustered Regularly Interspaced Short Palindromic Repeats) IPとカスタムツールを基盤としたFulcrum Platformを農学者、遺伝学者、データサイエンティスト等と開発し、CRISPR技術（ゲノム編集を実現するためのツール）を用いて植物の遺伝子編集を行い、より栄養価が高く、より生産効率がよく、より味が良い農作物を短期間に開発する。
- CRISPR技術を用いて遺伝子編集され、辛みと臭いを除去したカラシ菜は、北米初のCRISPR食品として認可を受けた。

8. 米国のバイオテクノロジーの動向

事例5. Pairwise (2) 導入事例

【導入事例】

適用作物	目的	適用技術	効果
カラシ菜	<ul style="list-style-type: none">栄養価の高い葉物野菜の風味を向上させる（辛みを抑え、栄養価を維持する）	<ul style="list-style-type: none">遺伝子配列を特定し、CRISPR技術等を活用することで正確な植物特性変更の実施	<ul style="list-style-type: none">栄養価は高く、味の良い葉物野菜の商業販売着想から4年で製品化を実現
トウモロコシ	<ul style="list-style-type: none">耐倒伏性、耐病性、収量の向上		<ul style="list-style-type: none">穀粒列の最大20%増加30~40%の低背による強風耐性強化
大豆	<ul style="list-style-type: none">アジア大豆さび病の重症度を軽減、収量の向上		<ul style="list-style-type: none">殺菌剤の必要性の低減収量の向上

左図： CRISPR食品カラシ菜の栽培畑

右図： 低背トウモロコシ（向かって右側）の栽培

出典：事業者URL



8. 米国のバイオテクノロジーの動向

事例6. Recombinetics (1) 概要

遺伝子編集（ゲノム編集）を通じて世界で最も解決が困難な課題のいくつかを解決する

【組織概要】

設立	2008年
本社所在地	米国ミネソタ州イーガン
事業目的	<ul style="list-style-type: none">・ 遺伝子編集技術を通じた農業市場全体の変革・ 画期的なテクノロジーを使用した前臨床試験の改善及び加速、安全で効果的な治療法の実現・ 臓器移植及び再生医療の分野における患者の転帰改善
事業内容	家畜の遺伝子編集及びバイオメディカル研究、再生医療、動物農業に関連する応用技術の適用
事業実績	ゲノム編集角なし牛（ホルスタイン種）の創生、遺伝子編集追跡のための大型動物モデルの開発、心血管疾患及び癌の豚を用いた前臨床試験の実施
事業者URL	https://recombinetics.com/

【技術の概要】

- 遺伝子編集（ゲノム編集）を通じて、動物のDNAに正確な変化を加えて新しい特性を解き放ち、動物の遺伝子を改良する。TALENやCRISPRなどの多数の遺伝子編集ツールを開発・展開し、適切な場所で遺伝コードを意図的に切断し、細胞のDNA修復機構を利用して家畜や魚等に望ましい変化をもたらす。
- 生物医学研究用のヒト疾患の豚モデル（SRM-1、2）を作成し、高度な遺伝子編集技術を使用したプラットフォームを構築。遺伝子のヒト化、多重化、または複数の体細胞編集の作成などのコンピュータ設計アイデアをモデル生体に適用し、1週間～数年にわたる組織や細胞への遺伝子送達の追跡を可能にした。

8. 米国のバイオテクノロジーの動向

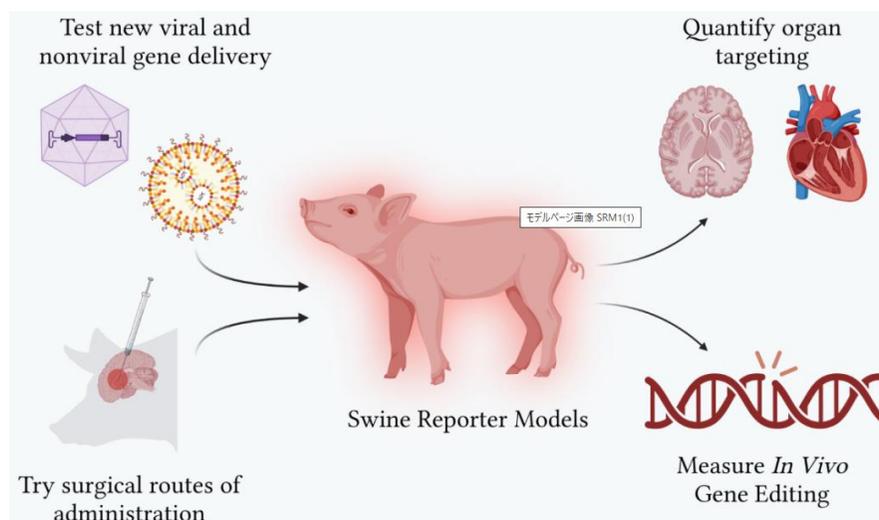
事例6. Recombinetics (2) 導入事例

【導入事例】

適用動物	目的	適用技術	効果
牛	<ul style="list-style-type: none"> 乳量生産性や繁殖効率を維持した角なしの牛の創生による生産性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> CRIPRなどの遺伝子編集による精密育種（自然繁殖による無角ケルト種と同じDNA配列の実現） 	<ul style="list-style-type: none"> 除角費用負担（5~20ドル/頭）の解消 除角労働及びその精神的苦痛からの解放（生産者・牛） 短期間での形質実現
豚	<ul style="list-style-type: none"> ヒト疾患の遺伝子編集を追跡するための大型動物モデルの作成 	<ul style="list-style-type: none"> CRISPRなどの遺伝子エディターやCreリコンビナーゼによってのみ活性化できる遺伝子レポーターの組込等の遺伝子編集 	<ul style="list-style-type: none"> 1週間~数年にわたる遺伝子送達を追跡 前臨床試験の実現



左図：ゲノム編集による角なし牛
 右図：SRM1（大型動物モデル）の概念図
 出典：事業者URL



8. 米国のバイオテクノロジーの動向

■ バイオテクノロジー政策等の動向

- トランプ政権では、反農薬・反種子油を表明する保健福祉長官としてロバート・F・ケネディ・ジュニアが就任しているが、**農業に関する規制権限は農務省と環境保護庁が有するため、影響は限定的との評価**が聞かれた。
- 一方、**HHS傘下にFDAがあることから、FDAの規制を通じた影響はありうるとの指摘が有識者から確認された。**

項目	内容
バイオ政策への評価	<p>【議会関係者（下院）】</p> <ul style="list-style-type: none">• ロバート・F・ケネディ・ジュニア（RFK Jr.）の反農薬・反種子油の発言が生産者に懸念を与えている。ただし、農業規制の権限はHHS（保健福祉省）ではなく、EPA（環境保護庁）と農務省にあるため、大きな影響は限定的とみられる。• RFK Jr.が農務省長官であるBrooke Rollinsと対立する可能性はあるが、トランプ政権では閣僚間の統一性が求められるため、政策面で一定の調整が行われる可能性がある。Brooke Rollins氏は農業業界と強い関係を持ち、RFK Jr.に現場の実情を伝える役割を果たすと期待されている。• ただし、HHSが関与する食品安全基準や食事ガイドラインの策定において、農業政策と間接的に交差する可能性があるため、今後の動向に注目している。 <p>【一般生産者団体】</p> <ul style="list-style-type: none">• SAF（持続可能な航空燃料）は補助金なしでは市場成立が困難。特に、中国産の廃食油が米国に大量に流入しており、米国内農業への利益が限定的であることが問題視されている。• トランプ大統領のスローガン「Drill Baby Drill（石油・ガス採掘推進）」政策は燃料コストを抑える効果があるが、バイオ燃料（SAFなど）の存続が危ぶまれる。特に、バイオ燃料産業は補助金なしでは成立が難しく、EV政策と対立する形でエタノール業界が石油業界と手を組む動きが見られる。

9. 米国の農作物貿易の方向性

9. 米国の農作物貿易の方向性

※第二次トランプ政権成立前の整理

■ 政権成立前のトランプ氏の農業・通商・環境分野における主張

- トランプ政権成立前においては、トランプ政権が誕生した場合、次の事項が検討される可能性があり、バイデン政権下で推進された環境政策やIPEFを含む多国間の貿易に係る枠組みが大幅に変更される可能性が議論されていた。

※ヘリテージ財団がトランプ就任にそなえた政策・人材検討を「Project 2025」にて実施し、「Mandate for Leadership: The Conservative Promise」として公開

図表：第二次トランプ政権の政策的方向性（政権成立前の整理）

分野	トランプ大統領第二期の政策的方向性
農業・環境政策	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動などの副次的な問題を農業の食料生産性や手頃な食品価格よりも優先する試みに反対 食糧生産に関連する持続可能な開発計画を推進する国連やその他の取り組みから米国を撤退 米国農業を守り安全で手頃な価格の食品生産の重要性を強調 米国の農業従事者が米国民の食糧需要を満たすために必要な障害を取り除くべきであることを強調 食品の手頃な価格に対する効率性の重要性を明確にし、これを認識しないことが低所得世帯に特に悪影響を及ぼす理由を説明
貿易政策	<ul style="list-style-type: none"> トランプ前大統領は、USTRのトップにロバート・ライトハイザーを再任する可能性がある。ライトハイザーはトランプ政権下での貿易交渉の要であり、彼の本の要約には、トランプの第二期政権での貿易方針が示されている。 トランプ前大統領は最近、全輸入品に対して10%の関税を提案したが、中国製品には60%の関税を適用すべきだと述べている。これは、中国が米国の農産物輸出に報復し、米国の農家の収入が減少する可能性を示唆している。一方で農業競合国が作付け面積を増やし、貿易戦争後には供給が需要を超える可能性も考えられる。 下院農業法案は、貿易戦争の影響でトランプが農家に提供した支払いのようなCCC資金へのアクセスを制限することを提案しており、これによりトランプが関税を課すインセンティブが減少する可能性がある。

9. 米国の農作物貿易の方向性

※第二次トランプ政権成立前の整理

図表：第二次トランプ政権の政策的方向性（政権成立前の整理）

項目	概要
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 自由貿易の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ アメリカの貿易政策は、国内の経済成長と国際競争力を支えるため、自由貿易を基盤とする姿勢を強調している。同時に、国内産業を保護するため、不公正な貿易慣行や非対称的な関税制度に対応する措置が必要とされている。 ● 国内産業と労働者の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不公正な競争や外国の補助金政策による市場の歪みを是正するため、アンチダンピング関税や制裁措置を活用することが提案されている。また、国内労働者への支援として、再訓練プログラムや輸入代替政策が強化されている。
多国間貿易	<ul style="list-style-type: none"> ● 最恵国待遇（MFN）の改革 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のWTOルールがアメリカに不利な関税条件をもたらしている点を改革する必要がある。加盟国間での関税率の均衡化や新たな公平性基準の導入が提案されている。 ● 紛争解決メカニズムの改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ WTOの紛争解決システムの透明性と効率性を向上させることで、アメリカ企業が迅速に救済を得られるようにすることが目指されている。 ● 自由民主主義国による貿易枠組みの提案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国などの権威主義国家の影響を抑えるため、アメリカ、日本、EU、オーストラリア、インドなど民主主義国間で新たな貿易協定を構築する。 ● 知的財産権の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術窃取の防止と先端技術の保護を目的に、より厳格な知的財産権保護基準を設けることが求められている。 ● IPEFの見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ IPEFが労働や環境基準などに偏重しているため、貿易障壁の削減や市場アクセス拡大といった具体的な貿易課題に焦点を当てるべきとされている。

9. 米国の農作物貿易の方向性 ※第二次トランプ政権成立前の整理

図表：第二次トランプ政権の政策的方向性（政権成立前の整理）

項目	概要
二国間貿易	<ul style="list-style-type: none">● 安全保障と経済の連携<ul style="list-style-type: none">・ 日本、韓国、台湾、インドなど戦略的に重要な国々と貿易協定を結び、安全保障政策と経済政策を一体化する取り組みが進められている。特に、供給網の強化や防衛関連物資の輸出入管理が重要視されている。● 迅速な合意形成<ul style="list-style-type: none">・ 二国間交渉を活用することで、特定分野で迅速に利益を獲得し、新たな市場開拓を目指す。この戦略は、農産品や工業製品の輸出促進にも適用される。
関税政策	<ul style="list-style-type: none">● 非対称的関税への対応<ul style="list-style-type: none">・ 他国がアメリカ製品に課す高関税を削減するため、二国間および多国間交渉を通じて対等な条件を確保する。● 報復関税の影響への対処<ul style="list-style-type: none">・ 報復関税が特に農業や製造業に与える悪影響を軽減するため、政府支援プログラムを強化し、輸出市場の多様化を図る。

9. 米国の農作物貿易の方向性

※第二次トランプ政権成立前の整理

■ 第二次トランプ政権成立前の米国有識者による分析（2024年11月時点）

- トランプ政権下で貿易政策がどのように進化するかについて、現時点で広範に推測するのは早計である。しかし、トランプ大統領就任後数日以内に中国に対する関税が課される可能性が高いことは明らかである。過去には、大統領は301条の権限を用いて関税を正当化しており、選挙期間中には60%の関税を課す可能性についても言及していた。この税率は多くの商品にとって実質的に貿易を阻害するものとなる。2024年11月25日、次期大統領は、カナダとメキシコに対して一律25%の関税、中国に対して一律10%の関税を課す計画を発表した。この発表により、農業界を含むさまざまな分野で懸念が広がっている。
- 農業分野への影響と懸念
 - 過去の米中貿易戦争では、中国は多くの米国農産品に対して報復関税を課した。このため、米国農業コミュニティでは、再び中国が米国の農産物輸出を標的とする可能性を懸念している。近年、米国の中国向け農産物輸出市場シェアは減少しているものの、中国は依然として米国農産物輸出市場のトップ3に位置しており、特に大豆においては最大の輸出先である。同様に、メキシコに対するトランプ氏の最近の発言も、米国産トウモロコシ、小麦、大豆に対する報復措置への懸念を引き起こしている。
- 一律関税の実施方針とその影響
 - トランプ氏はまた、すべての製品と供給国に対して一律10%の関税を課すことを公約していたが、これが広範な宣言として実施されるのか、国ごとの取引的なアプローチで行われるのかは未だ不明である。この政策が、関税収入を増やす試みであるのか、あるいは市場開放を目的とした威圧手段として行われるのかについても明確ではない。しかし、懸念されるのは、この政策が報復措置を招き、農業のような輸出依存型セクターに深刻な影響を及ぼす可能性があることである。

9. 米国の農作物貿易の方向性

※第二次トランプ政権成立後の整理

■ 政権成立後 : America First Trade Policy

- トランプ大統領は**2025年1月20日、「America First Trade Policy」を発表し、政権の貿易政策の優先事項を示した。**
- 本文書では、①「不公正・不均衡な貿易への対応」、②「中国との経済・貿易関係の見直し」、③「経済安全保障の追加措置」の3つの分野について、**各省庁に対し2025年4月までの報告提出**を指示した。また、2026年7月のUSMCAの見直しに向けた準備も示唆している。

図表 : America First Trade Policyの概要

分野	要点
不公正・不均衡な貿易への対応	<ul style="list-style-type: none">• 貿易赤字の原因分析と対策提言（補填関税の導入含む）• 新たな関税徴収機関（ERS : External Revenue Service）設立の可否調査• 各国の不公正貿易慣行の評価と対応策の提案• USMCAの見直しに向けた影響評価と米国の立場整理• 貿易相手国の為替操作調査と適切な対策（通貨操作国指定を含む）• 既存貿易協定の再評価と修正案の提案• 新たな二国間・産業別貿易協定の交渉対象国の特定• アンチダンピング・相殺関税（AD/CVD）適用の見直しと外国企業の遵守徹底• 違法薬物（フェンタニル等）の流入リスクと関税回避措置（de minimis規定）の見直し• 外国政府による米国企業・個人への差別的課税の調査• WTO政府調達協定などの国際貿易協定が「Buy American」政策と整合しているかの評価

9. 米国の農作物貿易の方向性

※第二次トランプ政権成立後の整理

図表 : America First Trade Policyの概要

分野	要点
中国との 経済・貿易関係の 見直し	<ul style="list-style-type: none">米中貿易合意（フェーズ1）の履行状況評価と対策（関税措置含む）2024年5月の301条調査報告書（知的財産・技術移転問題）の見直しと追加措置の検討中国の不公正貿易慣行の追加調査と対策の提案中国との恒久的正常貿易関係（PNTR）の見直しに関する議会立法案の評価中国企業の米国知的財産権の利用状況を評価し、必要な制限を検討
経済安全 保障の追加措置	<ul style="list-style-type: none">米国の産業・製造基盤を全面的に見直し、輸入が国家安全保障に与える影響を評価鉄鋼・アルミニウム関税の有効性を評価し、必要な調整を提案輸出管理の強化（技術流出防止策の強化と制裁措置の検討）コネクテッドカー（インターネット接続車両）に関する規制の見直し対外投資規制（EO 14105）の見直しと修正案の提案外国政府補助金が米国政府調達市場に与える影響の評価と対策カナダ・メキシコ・中国からの違法移民・フェンタニル流入問題への対応策を提案

9. 米国の農作物貿易の方向性 ※第二次トランプ政権成立後の整理

■ 政権成立後：公平で相互的な貿易計画（Fair and Reciprocal Plan）

- トランプ大統領は**2025年2月13日**、「**相互貿易と関税に関する覚書（Fair and Reciprocal Plan）**」を発表。1月20日の「America First Trade Policy」で示された貿易赤字の脅威に対応するための措置を明確化。
- 公平で相互的な貿易の実現を目指し、**各国の非相互的な貿易慣行に対抗するための「相互的な関税水準」の算出を計画**。諸外国の関税、税制、非関税障壁、為替レートなどが米国経済に与える影響を評価し、報告書をもとに対策を講じる予定。

図表：Fair and Reciprocal Planの概要

分野	要点
概要	<ul style="list-style-type: none"> • 各貿易相手国の関税、税制、非関税障壁（補助金、過度な規制）、為替レートなどを精査 • 「米国にとって相互的な関税」の水準を算出し、不均衡な関税を是正する • 市場アクセスの制限や競争を妨げる構造的障壁も評価対象 • 非公式な貿易慣行も考慮し、米国企業への損失が発生しているかを分析
実施プロセス	<p>(1) 2025年4月の報告書提出後に行動</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1月20日の「America First Trade Policy」に基づく各省庁の報告書提出（4月予定）を待って対策を決定 • 商務長官とUSTRが、非相互的貿易慣行が米国経済に与える影響を調査 • 調査結果をもとに、米国企業や労働者に与える損害を特定し、適切な措置を提案 • 調査後、「各国ごとの相互的な関税率」に基づく提言を報告書として提出 <p>(2) 2025年8月12日までに政府財政への影響を評価</p> <ul style="list-style-type: none"> • 行政管理予算局（OMB）が、関税や税制の影響を評価し、政府財政・情報収集に関する影響を報告書として提出

9. 米国の農作物貿易の方向性

※第二次トランプ政権成立後の整理

図表： Fair and Reciprocal Planの概要

分野	要点
中国との 経済・貿易関係の 見直し	<ul style="list-style-type: none"> 米中第一段階貿易合意の履行状況評価と対策（関税措置含む） 2024年5月の301条調査報告書（知的財産・技術移転問題）の見直しと追加措置の検討 中国の不公正貿易慣行の追加調査と対策の提案 中国との恒久的正常貿易関係（PNTR）の見直しに関する議会立法案の評価 中国企業の米国知的財産権の利用状況を評価し、必要な制限を検討
経済安全 保障の追加措置	<ul style="list-style-type: none"> 米国の産業・製造基盤を全面的に見直し、輸入が国家安全保障に与える影響を評価 鉄鋼・アルミニウム関税の有効性を評価し、必要な調整を提案 輸出管理の強化（技術流出防止策の強化と制裁措置の検討） コネクテッドカーに関する規制の見直し 対外投資規制（EO 14105）の見直しと修正案の提案 外国政府補助金が米国政府調達市場に与える影響の評価と対策 カナダ・メキシコ・中国からの違法移民・フェンタニル流入問題への対応策を提案

9. 米国の農作物貿易の方向性 ※第二次トランプ政権成立後の整理

■ 政権成立後：公平で相互的な貿易計画（Fair and Reciprocal Plan）

- トランプ政権は**ブラジル、インド、EU、カナダ、フランスの5か国・地域**に対して「非相互的貿易」を指摘。
- また、グローバルな貿易体制については米国製品が他国において相対的に高い関税率の対象になっている状態を指摘。

図表： Fair and Reciprocal Planの概要

国・地域	米国による指摘
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> • エタノール関税の不均衡 ➢ 米国のエタノール関税2.5%に対しブラジルは18%課税
インド	<ul style="list-style-type: none"> • 農業・バイク産業の関税格差 ➢ 米国の農業品関税5%、インド39%。また、米国製バイクは100%関税を課される一方、インド製バイクは2.4%関税のみ
EU	<ul style="list-style-type: none"> • 水産資源に係る貿易障壁 ➢ 2020年の市場開放合意にもかかわらず、EUは48州からの米国産貝類を禁止 • 自動車関税の格差 ➢ 米国の輸入車関税2.5%に対しEUは10%
カナダ・フランス	<ul style="list-style-type: none"> • デジタルサービス税（DST）の影響 ➢ 米国企業はカナダとフランスで年間5億ドル以上のデジタル税を支払い、総額20億ドル以上の負担
グローバル全体	<ul style="list-style-type: none"> • 米国輸出品の高関税 ➢ 132カ国・60万品目の関税を分析した2019年の調査によると、米国製品は他国よりも高い関税を課される割合が2/3に及ぶ

9. 米国の農作物貿易の方向性

※第二次トランプ政権成立後の整理

■ 政権成立後：2025年通商政策アジェンダ

- トランプ大統領は2025年3月3日、「2025年通商政策アジェンダ（President's 2025 Trade Policy Agenda）」を発表し、貿易赤字削減と製造業復活を軸とする政策方針を明確化。米国の経済・技術・安全保障の優位性回復を目指す。また、各国の関税・非関税障壁を評価し、公平で相互的な貿易環境を実現する方針を打ち出した。

図表：2025年通商政策アジェンダ

項目	要点
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 米国の繁栄は「強い中間層」と「強固な国防」に支えられる。これまでの貿易政策の失敗で製造業・中間層が衰退した。「アメリカ・ファースト」の貿易政策で回復を目指す
生産経済への回帰	<ul style="list-style-type: none"> 製造の業復活と雇用創出（製造業は他業種に1.6倍の波及効果） 技術革新（R&D促進及び中国への技術流出防止） 国防強化（戦時生産能力の回復）
America First 貿易政策	<ul style="list-style-type: none"> 2025年1月20日に大統領が署名。貿易赤字の削減、不公正貿易慣行の是正（非対称的な貿易関係を見直し）、貿易協定の再評価（USMCAの評価、2026年7月の見直し準備）
中国との貿易関係 の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 第一段階合意の履行状況を再検証- 知的財産・技術移転問題への対策強化 中国のPNTRの見直し検討
第一期政権の成果 の継続	<ul style="list-style-type: none"> USMCA締結 日本との貿易協定（農産品市場拡大） WTOでの米国の権利主張 不公正貿易対策 経済的成果（中間所得増加：2016年 → 2019年で10.5%増）

9. 米国の農作物貿易の方向性

※第二次トランプ政権成立後の整理

■ トランプ政権成立後の貿易分野における主な動き

- 第二次トランプ政権成立後の貿易分野における主な動きを次のとおり整理。

図表：トランプ政権成立後の貿易分野における主な動き

日付	動向	内容
1月20日	America First Trade Policy発表	<ul style="list-style-type: none"> ホワイトハウスが貿易政策の優先事項を概説した覚書を発表 各省庁に対し2025年4月までに関連調査を完了するよう指示
2月1日	カナダ、メキシコ、中国への関税	<ul style="list-style-type: none"> トランプ大統領が大統領令とファクトシートを発表し、2月4日からカナダ、メキシコ、中国に対する関税の導入を発表。同大統領令には、これらの国々からの低額商品に対する関税免除（de minimis）の撤廃も含まれる
	カナダの報復措置	<ul style="list-style-type: none"> カナダが2回にわたる報復関税を発表。第一弾は米国の関税発表直後に発動。対象となる米国の輸出品目には、オレンジジュース、ピーナッツバター、ワイン、スピリッツ、ビール、コーヒー、家電、アパレル、靴、オートバイ、化粧品、パルプ・紙製品が含まれる
2月3日	メキシコへの関税が一時停止	<ul style="list-style-type: none"> メキシコのシェインバウム大統領がXにて、米国の対メキシコ関税が1か月間凍結されたと発表。メキシコが南西部国境に国家警備隊の派遣を増加させることで合意し、米国側もメキシコへの武器供給削減に取り組むことに合意。ホワイトハウスが大統領令で確認
	カナダへの関税が一時停止	<ul style="list-style-type: none"> カナダのトルドー首相がXで、カナダがフェンタニルの密輸対策として北部国境の安全対策を強化する計画を実施することを条件に、30日間の関税停止を発表。ホワイトハウスが大統領令で確認
2月4日	対中国関税の発動、関税免除の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> 2月1日に発表された通り、米国が中国からの輸入品に対して10%の関税を課す措置を発動。また、中国からの低額商品の関税免除（de minimis）も撤廃
	中国の報復措置	<ul style="list-style-type: none"> 中国が対抗措置として関税、輸出規制等を発表。さらに、Googleに対する新たな独占禁止調査を検討すると警告。中国の関税は2月10日に発動

出典： <https://www.piie.com/blogs/realtime-economics/2025/trumps-trade-war-timeline-20-date-guide>

9. 米国の農作物貿易の方向性

※第二次トランプ政権成立後の整理

図表：トランプ政権成立後の貿易分野における主な動き

日付	動向	内容
2月5日	中国からの関税免除措置が一時的に復活	• 米国が2月1日の大統領令を修正し、中国からの低額商品に対する関税免除を一時的に復活させることを決定
2月10日	鉄鋼・アルミニウム関税の発動	• 鉄鋼に25%の関税を課し、別の布告でアルミニウムに25%の関税を課すことを発表。これらの関税は2025年3月12日より適用される
2月13日	Fair and Reciprocal Plan発表	• Fair and Reciprocal Planが発表され、非対称な貿易取引に対抗するトランプ政権の計画を提示
2月21日	海外による米国企業・イノベーターへの搾取・不公正な罰則からの防衛に関する覚書	<ul style="list-style-type: none"> • 特にEUによる米国のデジタル企業への扱いに懸念を表明し、USTRに対し、オーストリア、フランス、イタリア、スペイン、トルコ、英国のデジタルサービス税（DST）を「貿易法301条」に基づき再検討するよう要請 • さらに、カナダに対するUSMCAの正式な紛争手続きを検討するよう指示
3月3日	2025年通商政策アジェンダを発表	• USTRのジェイミソン・グリアー代表は、2025年通商政策アジェンダを発表。グリアー代表は「米国は前例のない経済・国家安全保障の課題に直面している。トランプ大統領の通商政策はこれらの課題に対処するものであり、アジェンダはその考えとビジョンを示している」と述べた

9. 米国の農作物貿易の方向性

※第二次トランプ政権成立後の整理

図表：トランプ政権成立後の貿易分野における主な動き

日付	動向	内容
3月4日	対カナダ追加関税発動	<ul style="list-style-type: none"> ホワイトハウスは声明を発表し、トランプ大統領が2月1日の大統領令に対する30日間の適用停止を終了し、カナダ産の石油・エネルギー製品に10%、その他の輸入品に25%の関税を課すと発表
	対メキシコ追加関税発動	<ul style="list-style-type: none"> ホワイトハウスは声明を発表し、トランプ大統領が2月1日の大統領令に対する30日間の適用停止を終了し、メキシコからの全輸入品に25%の関税を課すと発表した
	対中国の関税引き上げが発効	<ul style="list-style-type: none"> ホワイトハウスは大統領令を発表し、2月1日の大統領令を修正し、中国からの全輸入品の関税を10%から20%に引き上げると発表した
	カナダ、米国農産物などに報復関税を発動	<ul style="list-style-type: none"> カナダは米国からの輸入品C\$1550億（約16兆円）相当に25%の報復関税を課す計画を発表。即時適用となるのはC\$300億（約3.1兆円）相当の製品で、対象にはオレンジジュース、ピーナッツバター、ワイン、蒸留酒、ビール、コーヒー、家電、衣料品、靴、バイク、化粧品、特定のパルプ・紙製品が含まれる
	中国が報復措置を発表：米国農産物への関税、輸出規制、制裁、反ダンピング調査など	<ul style="list-style-type: none"> 3月4日の米国の追加関税に対抗し、中国は3月10日から米国産農産物に追加関税を適用すると発表。対象は大豆、鶏肉、小麦、トウモロコシ、綿花製品、ソルガム、豚肉、牛肉、海産物、果物、野菜、乳製品など。さらに、米国の光ファイバー製品に対する反ダンピング調査を開始し、10社をエンティティリストに追加、15社に輸出規制を適用、Illumina社の遺伝子解析装置の輸入を禁止すると発表
3月6日	米国、USMCA原産地規則を満たすカナダ・メキシコ産輸入品を関税免除	<ul style="list-style-type: none"> 3月4日に発動した関税を修正し、USMCAの原産地規則を満たすカナダ・メキシコ産輸入品を関税免除とすることを決定。また、カリ肥料（ポタッシュ）の関税を10%に引き下げると発表

9. 米国の農作物貿易の方向性

※第二次トランプ政権成立後の整理

■ バイデン政権の貿易政策の評価

- **バイデン前政権では、市場アクセスにつながる新たな貿易協定の締結がなく、IPEFなどの枠組みだけがつくられたとの評価が**聞かれた。また、小規模農家向けの貿易促進にも取り組む姿勢は示したものの、成果にはつながらなかったとの声があった。このほか、バイデン前政権中もWTOの上級委員会問題が解決されなかったことへの不満の声も聞かれた。

項目	内容
バイデン政権の貿易政策の評価	【有識者】
	(1) 貿易協定の進展が乏しい <ul style="list-style-type: none"> ● バイデン政権の貿易政策は消極的であり、新たな貿易協定の締結や交渉をほとんど行わなかった。CPTPPへの再参加の検討もほぼなされなかった。EUは積極的に自由貿易協定を推進したが、米国は取り残されている。彼らは関税や非関税障壁に関する本格的な交渉をせず、地域イニシアティブ（IPEFなど）にとどまった。
	(2) 関税政策の維持 <ul style="list-style-type: none"> ● バイデン政権は、トランプ政権時代に導入された関税の多くを維持した。特に対中関税（Section 301）や鉄鋼・アルミ関税（Section 232）を撤廃せず、これが貿易摩擦の要因となった。トランプ時代の関税政策を維持したことは批判されるべきかもしれないが、政治的に撤廃するのが困難だったのだろう。
	(3) WTOへの姿勢 <ul style="list-style-type: none"> ● バイデン政権は、WTOの紛争解決手続きを回復させる動きを見せなかった。上級委員会問題を解決しなかったことは大きな失敗だった。これにより、米国農業はWTOのルールを活用できず、貿易問題の解決が困難になっている。
	(4) 労働者中心の貿易政策 <ul style="list-style-type: none"> ● バイデン政権の「労働者中心の貿易政策」は、農業団体にはほとんど評価されなかった。小規模農家向けの貿易政策を模索したが、貿易は主に大規模農家に関与する分野であり、政策として実効性が乏しかった。
	【一般生産者団体】
	<ul style="list-style-type: none"> ● バイデン政権のIPEFは実質的な貿易協定を生まず、形だけの会議に終わった。
	【議会関係者（下院）】
	<ul style="list-style-type: none"> ● IPEFは法的拘束力がなく、関税削減などの具体的な進展がなかったため、貿易拡大には寄与しなかった。

9. 米国の農作物貿易の方向性

※第二次トランプ政権成立後の整理

■ トランプ政権の貿易政策の評価 ※2025年1月~2月時点のヒアリング結果に基づく

- トランプ政権の貿易政策では、特に**USMCA・対中貿易・WTO問題**を中心に懸念の声が聞かれた。
- 対カナダ・メキシコ関係では、トランプ政権が関税を行使することによる報復関税で生産者に負の影響が及ぶことが懸念されている。また、対中貿易に関しても貿易紛争が再び発生することにより中国市場がさらに縮小する可能性が指摘された。WTOでは、WTOルールの無視や拠出停止の可能性が指摘されている。
- こうした懸念が聞かれる一方で、**トランプ政権が市場アクセス拡大に積極的に踏み出す可能性に期待する声**も生産者団体から確認された。

項目	内容
トランプ政権の貿易政策の評価	<p>【有識者】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現トランプ政権の貿易政策は、第一期政権と同様に「関税を交渉カードとして利用する」傾向が強く、米国の主要な貿易相手国との緊張が再び高まる可能性がある。特に、USMCA、WTO、対中貿易政策の3つが焦点になっている。 • (1) USMCAの見直しと対メキシコ・カナダ関税 <ul style="list-style-type: none"> • 現トランプ政権はUSMCAの再交渉や関税の引き上げを示唆している。トランプ大統領は、メキシコが国境管理を強化しないなら関税をかけるといった交渉を繰り返す可能性がある。最悪のシナリオは、関税引き上げによるメキシコ・カナダからの報復関税の応酬が始まり、農産物輸出が大きな打撃を受けることである。特にトウモロコシ、大豆、牛肉、豚肉などの農産物が標的となる可能性がある。この貿易戦争が現実になれば、米国の穀物・畜産業界は壊滅的な影響を受ける可能性がある。 • (2) WTOからの事実上の離脱 <ul style="list-style-type: none"> • 現トランプ政権はWTOのルールを無視し、場合によっては脱退の可能性を示唆している。現政権はWTOを貿易ルールの交渉の場としてではなく、敵対的な組織として扱う姿勢を明確にしている。最悪の場合、WTOの資金拠出を停止し、機能不全に追い込むこともあり得る。WTOのルールを無視することで、貿易相手国が米国に対して報復措置を取る可能性が高まり、世界貿易秩序が崩れるリスクがある。

9. 米国の農作物貿易の方向性

※第二次トランプ政権成立後の整理

項目	内容
トランプ政権の貿易政策の評価	<p>【有識者】</p> <p>(3) 対中貿易戦争の再燃</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一期トランプ政権時の対中関税を維持するだけでなく、さらに強化する可能性がある。中国はすでに米国からの穀物輸入を減らし、ブラジルなど他国への依存を強めている。対中関税の強化は、中国市場を完全に失うリスクを伴う。また、貿易赤字削減の名目で、中国以外の国にも関税を拡大する可能性がある。 <p>(4) 一律関税の導入と「交渉カード」としての利用</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての輸入品に対して10～20%の一律関税を課す可能性がある。この政策が実施されれば、米国の貿易パートナー全体に影響を与え、関税報復の連鎖が発生する可能性がある。これにより、米国の消費者物価が上昇し、経済全体に悪影響を及ぼす可能性がある。 <p>(5) 二国間貿易協定の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> TPPへの復帰は完全に否定し、二国間交渉を優先するだろう。トランプ政権はFTAを一から交渉し直し、有利な条件を得ることを目指すが、実現には長い時間がかかる。この戦略は短期的には政治的に有効かもしれないが、長期的には貿易の混乱を招く可能性が高い。 <p>【一般生産者団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> トランプは「ディールメイカー」として交渉を重視するが、その過程で市場の混乱を招く可能性がある。特に、中国・メキシコとの貿易関係は慎重に対応しなければならない。CCCの貿易救済資金は引き続き利用可能だが、新政権下での扱いは不透明である。
	<p>【議会関係者（下院）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国、カナダ、メキシコへの報復関税が農業貿易に与える影響が懸念されている。USMCAは2026年に見直しが見直しが予定されており、農業貿易に影響を及ぼす可能性がある。 家畜輸入規制などの非関税障壁について、科学的根拠に基づく交渉を推進したい。トランプ政権下では、より積極的な市場アクセス拡大が求められる。 <p>【議会関係者（上院）】</p> <ul style="list-style-type: none"> トランプ政権復帰の場合、二国間貿易交渉が優先され、USMCAの2026年見直しが焦点となる。報復関税や中国の輸入削減（例：とうもろこし）が輸出に打撃を与え、CCC資金の追加支援が必要になる可能性がある。

9. 米国の農作物貿易の方向性

※第二次トランプ政権成立後の整理

項目	内容
日本市場 への 認識	<ul style="list-style-type: none">【一般生産者団体】<ul style="list-style-type: none">市場アクセス拡大を支持するが、日本について特定のアジェンダは現時点では持っていない。【議会関係者（上院）】<ul style="list-style-type: none">米国産牛肉とコメの主要市場として、日本との関税・非関税障壁の解消を求める動きがある。